

ドイツ連邦共和国農業環境政策等 調査レポート

平成18年3月

田中卓二

目次

調査日程等	4
1 調査目的	4
2 派遣先	4
3 派遣者	4
4 日程	5
5 主な調査内容	5
ドイツと日本の農業政策	6
1 ドイツの農業	6
2 ドイツ連邦共和国の自治制度	7
3 ドイツの農業と自給率について	7
4 E Uの農業政策について	9
(1) C A Pの構造	9
(2) 農村振興施策	10
(3) アジェンダ2000改革	11
(4) 2003 C A P改革	11
(5) C A P改革の経緯	11
5 日本の農業政策について	12
(1) 中山間地域等直接支払制度について	13
(2) 品目横断的経営安定対策の導入	13
(3) 農地・水・環境保全向上対策について	14
N R W州の農耕景観プログラムK U L A Pについて	15
1 N R W州の農業の概況	15
2 N R W州の農耕景観プログラムK U L A Pについて	16
(1) K U L A Pによる助成について	17
(2) K U L A Pの実績について	18
(3) 「農業環境施策」について	19
(4) 「契約自然保護」について	29
3 N R W州政府ヒアリング及び現地調査について	32
(1) N R W州環境自然保護農業消費者保護省ヒアリングについて	32
(2) 「農業環境施策」 現地調査(ニュムブレヒト)	41
(3) 「契約自然保護」 現地調査(メーデバッハ)	43
4 K U L A Pに関するまとめ	47

(1) NRW州の農業構造について	47
(2) K U L A Pの概要	47
(3) K U L A P導入の経緯	47
(4) K U L A Pの運用主体について	48
(5) クロスコンプライアンスとモジュレーションについて	48
(6) 条件不利地対策とK U L A Pの関係について	48
(7) 「農業環境施策」と「契約自然保護」の比較	49
L E A D E R + (リーダープラス) について	50
1 L E A D E R + について	50
2 L E A D E R + 「南黒い森地区」について	52
3 「南黒い森地区」現地調査について	53
(1) 白いモミの木ホール (ザンクトメルゲン)	54
(2) スキー博物館 (ヒンターツアルテン)	58
(3) 縄づくり工房 (ブライナウ)	61
(4) アチェ博物館 (フルトヴァンゲン)	63
(5) L E A D E R + 事務局ヒアリング (ヴァルツフト郡庁舎)	64
4 L E A D E R + 「南黒い森地区」に関するまとめ	68
(1) L E A D E R + に取り組んだ経緯	68
(2) プロジェクトの推進体制 (L A G) について	68
(3) プロジェクトの予算、助成率について	69
(4) L E A D E R + の特徴について	69
(5) L E A D E R + の調査事業と投資事業について	70
(6) L E A D E R + に取り組んだメリットについて	70
(7) L E A D E R + の地区の規模について	71
(8) L E A D E R + の課題	71
「わが村は美しく」(Unser dorf soll schöner werden) について	72
1 ドイツ「わが村は美しく」(Unser dorf soll schöner werden) について	72
2 「わが村は美しくー北海道」運動について	74
3 「わが村は美しく」金賞の村 現地調査について	77
(1) ヘディングハウゼン現地調査	77
(2) ゲルスバッハ現地調査	83
4 「わが村は美しく」に関するまとめ	86
(1) コンクールに対する取組について	86

(2) 地域づくりの特徴と主な受賞理由	86
(3) コンクールに参加した効果について	87
(4) Fプラン、Bプラン等の規制制度との連携について	87
(5) 両地域のキーパーソンについて	87
(6) ドイツの「わが村は美しく」コンクールと「わが村は美しくー北海道」運動について	88

全体のまとめと所管	89
1 今回の調査の概観	89
2 事業推進上の課題	90
3 所感とお礼	90
(引用文献、参考文献)	91

(参考資料)

1 Agrarumweltmaßnahmen in Nordrhein-Westfalen —N R W州の農業環境施策—	
(1) ドイツ語原文	94
(2) 邦訳版	116
2 Wegweiser durch das Kulturlandschaftsprogramm Nordrhein-Westfalen —N R W州における「農耕景観プログラムの手引き」—	
(1) ドイツ語原文	132
(2) 邦訳版	172
3 LEADER+ : EU und Land unterstützen den Südschwarzwald —LEADER+ : EU と BW 州の南黒い森における連携—	
○ドイツ語原文	206
4 Abschlussbericht21.Bundeswettbewerb2004 —わが村は美しく2004第21回連邦コンクール最終報告書(抜粋)—	
○ドイツ語原文	218
5 質問事項	236
6 プレゼン資料	
(1) Landwirtschaft in Hokkaido, Japan (ドイツ訪問時に使用)	250
(2) 「わが村は美しくーわが村には未来がある」	268
(3) ドイツ連邦共和国農業環境施策等調査レポート	278
7 ドイツ連邦共和国ノルトライン・ヴェストファーレン州の 農業環境政策K U L A Pについて(棚田学会誌第7号(2006年))	308

調査日程等

1 調査目的

平成17年3月に閣議決定された新たな食料・農業・農村基本計画を踏まえ、地域ぐるみで効果の高い共同活動と農業者ぐるみで先進的な営農活動を支援する「農地・水・環境保全向上対策」が、平成19年度より本格実施されることとなっている。

大規模畑作、酪農等が展開されている北海道においては、EU並みの経営規模や高い主業農家率等、都府県とは異なる農業形態を踏まえて、施策の導入を検討しなければならない。

また、OECDの地域開発政策委員会では、農村アメニティ政策と持続的な農村地域開発、農業の多面的機能政策等が検討されているところであるが、美しい農村景観を有し「わが村は美しくー北海道」運動が展開されている北海道においても、農村アメニティの形成等について政策的な位置づけが課題となっている。

このため、大規模な畑作・酪農が行われ、農業環境政策の先進地であるドイツの施策を調査検討することにより、今後の北海道開発行政の施策形成の推進に資するものである。

特に、ドイツで行われている農業環境政策等の取組の中で、

ドイツ北西部のNRW州の農耕景観プログラムKULAP

EUの農村振興施策であるLEADER+

ドイツにおける「わが村は美しく」(Unser dorf soll schöner werden)

の3点に焦点を絞って、調査を行う。

2 派遣先

ドイツ連邦共和国

ノルトライン・ヴェストファーレン州(NRW州)

バーデン・ヴェルテンベルク州(BW州)

3 派遣者

国土交通省北海道開発局農業水産部 農業振興課長 鎌田貢次

国土交通省北海道局農林水産課 開発専門官 田中卓二

4 日程（平成17年10月9日～16日）

日 数	月日	発着・滞在地	摘 要
1	10/9 (日)	成田 ミュンヘン デュッセルドルフ	発 経 着 ルフトハンザ715便 (成田12:10→ミュンヘン17:30) ルフトハンザ846便 (ミュンヘン18:55→デュッセルドルフ20:05) 【デュッセルドルフ泊】
2	10/10 (月)	デュッセルドルフ コムブーレヒト	発 着 NRW州政府 自然保護農業消費者保護省ヒアリング 【コムブーレヒト泊】
3	10/11 (火)	NRW州内(コムブーレヒト)	NRW州現地調査 (KULAP、わが村) 【ハートベルグ泊】
4	10/12 (水)	NRW州内(メーデパッハ) ジークブルク/ボン フライブルク	発 着 NRW州現地調査 (KULAP) (17:12-20:01) 【フライブルク泊】
5	10/13 (木)	BW州内(南黒い森地区) ケルスバッハ	BW州現地調査 (LEADER+、我が村) 【ケルスバッハ泊】
6	10/14 (金)	BW州内(南黒い森地区)	BW州現地調査 (LEADER+) 【シュツットガルト泊】
7	10/15 (土)	シュツットガルト ミュンヘン	発 経 着 ルフトハンザ1367便 (シュツットガルト13:15→ミュンヘン14:10) ルフトハンザ714便 (ミュンヘン15:30→成田10:00) 【機中泊】
8	10/16 (日)	成田	着

NRW州 ノルトライン・ヴェストファーレン州

BW州 バーデン・ヴュルテンブルグ州

5 主な調査内容

(1) NRW 州の農耕景観プログラム K U L A P

—NRW 州政府ヒアリング、現地調査2箇所(コムブーレヒト、メーデパッハ)—

(2) L E A D E R + 調査 (BW 州南黒い森地区)

—LEADER+ 事務局ヒアリング(ヴァルツフト)—

現地調査4箇所(ザンクトマルゲン、ヒンターツアルテン、ブライハウ、フルトヴァンゲン)—

(3) 2004「我が村は美しく」金賞の村2地区調査

—NRW 州ヘディングハウゼン、BW 州ケルスバッハ—

ドイツと日本の農業政策

1 ドイツの農業

ドイツ連邦共和国の人口は、8,248万人で日本の約7割程度であるが、農地面積は約1,700万haであり、日本の約3.6倍もの面積となっている。

中・南部は、零細農家が多く、牧草・飼料栽培を基礎とした酪農・肉用牛飼育が多い。旧東ドイツ地域を中心とした比較的平坦な地域では、穀物・ばれいしょ・飼料作物と畜産の複合経営が多い。

ドイツ連邦共和国とNRW州、BW州



(表) 日本とドイツ、北海道とBW州、NRW州の比較

	北海道	BW州	NRW州	日本国	ドイツ
人口	568万人	1,069万人	1,797万人	12,682万人	8,248万人
面積	834万ha	358万ha	341万ha	3,779万ha	3,570万ha
農家(農場)戸数	7万戸	6万戸	5万戸	293万戸	47万戸
農地面積	117万ha	128万ha	153万ha	471万ha	1,697万ha
平均経営面積	17.5ha	21.1ha	30.0ha	1.7ha	36.3ha

ポケット農林水産2004、農林水産省HP、NRW州資料他

2 ドイツ連邦共和国の自治制度

ドイツは連邦制を採用しており、16州（3都市州含む）があり、その下に440の郡（特別市）、13,854の市町村がある。旧市町村についても公選の長が存在し、今回訪問したBW州ゲルスバッハも、ショップフハイム市に1970年代に合併されているが、公選で選ばれたユーリン村長がいる。なお、7州において州と郡の間に行政管区がある。

● ● ● | ドイツ連邦共和国の自治制度

州(Land)16 うち都市州(Stadtstaat)3	都市州はハンブルク、ブレーメン、ベルリン
行政管区(Regierungsbezirke)29	NRW州他7州のみに設置
郡(Kreis)440 うち特別市(Kreisfreie Stadt)117	州と下級行政機関と市町村の連合体の性格をもつ
市町村(Gemeinde)13,854	基礎自治体。平均人口は4千人程度
旧市町村	旧市町村にも公選の長あり 2006/2/20

3 ドイツの農業と自給率について

ドイツの一戸当たりの経営面積は、36.3ha（2000年）と、EUの平均規模面積18.7haを大きく上回っている。経営構造は旧西ドイツ地域と旧東ドイツ地域で大きな違いがあり、旧西ドイツ地域は、他の西欧諸国と比較して小規模の自作的家族経営が支配的であり、兼業農家の比率が高い。

● ● ● | 農家一戸当たりの経営規模の平均

ドイツ	36.3ha
イギリス	67.7ha
フランス	42.0ha
EU(15)	18.7ha
日本	1.7ha
北海道	17.5ha

※「ポケット農林水産2004」より。日本は2004年、その他は2000年。

ドイツの農産物の自給率は、カロリーベースで91%となっている。その内訳として、穀物類が111%、肉類97%、砂糖類144%と自給を達成しているものの、野菜、果実については、40%強と自給率が低く、輸入に大きく依存している。



農産物の自給率

食品		農産物自給率(%) (2002)		
		EU (15)	ドイツ	日本
Getreide	穀物	110	111	27
Fleisch	肉類	106	97	54
Zucker	砂糖類	128	144	35
Gemüse	野菜	101	43	82
Frucht	果実	78	41	44
カロリーベース自給率(%)			91	40

5 「ポケット農林水産」より

2006/2/20

EUの価格所得政策の影響や、構造改革の進展もあり、ドイツのカロリーベースの自給率は、過去30年向上している。一方、日本の自給率については、食生活の変化や農業の構造改革の遅れ等の影響から、年々低下している。



カロリーベース自給率の推移



食料自給率の違い

FAO "Food Balance Sheets" を基に農林水産省で試算。

2006/2/20

4 EUの農業政策について

EUの農業政策は、農産物への直接支持、構造改善等を内容とする共通農業政策

EUの農業政策CAPについて

CAP(共通農業政策)は、EUの加盟国に共通して講じている農業政策。価格所得対策を中心に、EU予算の過半を占めている。

単位:億ユーロ

	1985	1996	2002
EU予算	279	768	957
うちCAP予算	205	427	468
割合(%)	73	56	49

7

2006/2/20

(CAP: Common Agriculture Policy)の下で展開されてきたところである。

EUでは、CAP予算の逼迫やEU拡大(15カ国→25カ国)、UR等を背景に、CAP改革に取組み、その予算割合を減らすとともに内容についても改革を進めている。なお、ドイツの農業政策は、EUの農業政策の枠内で実施されている。

(1) CAPの構造

CAPは、第1の柱(価格・所得政策)と第2の柱(農村振興政策)で構成されており、

CAPの構造 (第1の柱から第2の柱へ)

CAP第1の柱 (価格・所得政策)

- ①介入買い入れ
- ②輸出補助金
- ③直接支払い

CAP第2の柱 (農村振興政策)

- ①条件不利地対策
- ②農業環境政策
- ③経営体投資助成
(LEADER+)

8

2006/2/20

近年、第1の柱を削減し、第2の柱に予算を振り替える措置を講じてきている。

1) 第1の柱 (価格・所得政策)

EU農業関連支出の大部分を占める価格・所得政策の主な用途は、

介入買い入れ、
輸出補助金、

直接支払いの3つである。

介入買い入れ

小麦、トウモロコシ、大麦などについて、供給が需要を上回った場合に介入買い入れが行われる。EUは、定められた品質基準に合致する限り、申請のあった穀物をすべて買い入れる義務を負う。買い入れた農産物は、主として輸出により売却される。

輸出補助金

穀物、砂糖などについてＥＵが国際市場で輸出機会を得るため、国際市場価格と比べて高い国内価格と国際市場価格との差を補てんするものである。輸出補助金額は、欧州委員会に属する品目別の管理委員会で随時変更されている。なお、９３年１２月のＵＲ合意により、６年間（１９９５年～２０００年）、金額ベースで３６％、数量ベースで２１％削減することとされた。

直接支払い

１９９２年、介入買い入れによる支持価格の引き下げの見合い分を、直接、農家に補てんする制度として導入された。受給要件として、農家は休耕義務を負う。なお、１９９９年のアジェンダ２０００において、穀物の介入価格を１５％引き下げる一方、直接支払い単価が引き下げ幅の半分に限って引き上げられた。また、農家の採用すべき環境要件とこれが遵守されない場合の措置（直接支払いの削減など）も定められている。

（２）農村振興施策

条件不利地対策

１９７５年以来、ＥＵの共通政策として、山岳地帯等の条件不利地域において、農業の存続を確保し、最低限の人口水準の維持と景観の保持を図るため、農用地面積に応じた補償金がこれらの地域の農家に支給されている。

（条件不利地域対策）

- ・地域区分（山岳地域、普通条件不利地域、特殊ハンディキャップ地域）
- ・対象農家 ３ｈａ（南欧では２ｈａ）以上の農用地を有し、５年間以上農業活動を継続
- ・補償単価 ２５～２００ユーロ／１ｈａの範囲で設定

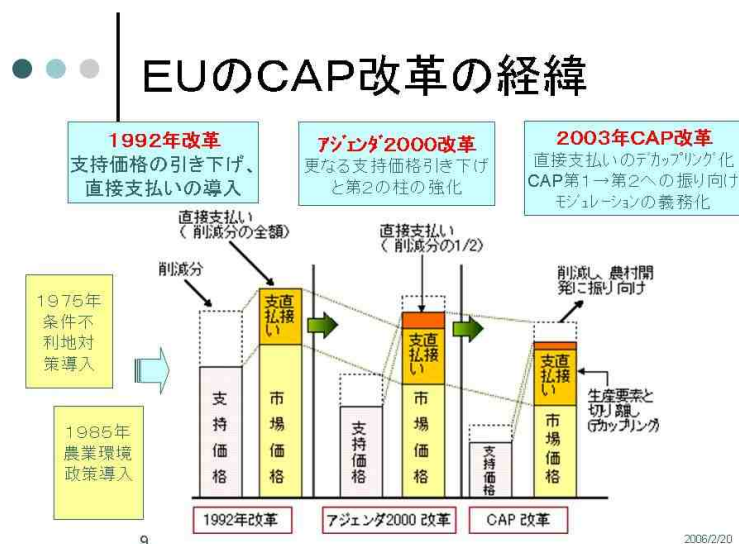
農業環境政策

畑作が中心のＥＵ農業では、肥料・農薬の多投入により地下水の汚染が進んでいるという問題等を背景として、１９８５年以降、環境負荷を軽減する農法をはじめ、景観の保護等に資する農法、耕作放棄地の維持管理等を行う農家に対する助成制度が実施されている。特に、１９９２年ＣＡＰ改革の関連措置である「環境保全と景観維持のための要件と共存する農業生産方法に関する規則２０７８／９２」において「環境を保全し農耕景観を維持するように計画された農業生産方法」を採用する農業者に対してＥＵ及び加盟国政府が金銭面での補助（環境支払い）が出来るようになったことを契機に、ＥＵ全域で農業環境政策が展開されるようになった。

ＥＵのＬＥＡＤＥＲ＋

ＥＵでは、農村地域を対象とした実験的性格を備えたＬＥＡＤＥＲ＋を展開している。行政機関、市民団体、地域住民などで構成する地域活動グループ（ＬＡＧ）を組織し、地

域開発戦略等を作成し、政府に申請、政府での審査を経て、L A Gが選定される。事業資金は、毎年、L A Gが実施計画を策定し、政府の承認後、支払われる。



(2) CAP改革の経緯

1) 1992年改革

生産調整の強化等による各種の政策が十分な成果を挙げられなかったこと等を背景として、1992年に支持価格の引き下げと、引き下げ見合い分を農家に補てんする直接支払い制度の導入（受給要件として休耕義務）を主要内容とするCAP

改革が進められた。

(3) アジェンダ2000改革

今後のEUの中東欧への拡大や財政支出の抑制等の課題に対する政策方向を示したアジェンダ2000に基づいて、1999年に次の3点を内容とするCAP改革が決定された。

更なる支持価格の引き下げ

引き下げ分の一部を補てんする直接支払い単価の引き上げ

共通市場制度と並ぶCAPの第2の柱として、農業の多面的機能を担う農村振興政策等各施策の強化

(4) 2003年CAP改革

2003年6月合意されたCAP改革については、以下の通り。

直接支払いのデカップリング化及び段階的削減

ア) 価格・所得政策としての直接支払いを生産要素と切り離してデカップリング化

イ) 直接支払いを段階的に削減

- ・CAP予算が上限を超えると見込まれる場合、直接支払いを削減
- ・一定額以上の受給農家を対象として、3～5%強制的に直接支払いを削減し、農村振興政策に振り向け（モジュレーション）

市場支持

コメ、酪農等の支持価格の引き下げ

農村振興政策の拡大

従来の条件不利地対策、農業環境対策等に、品質、食品安全、動物愛護等を追加

5 日本の農業政策について

日本においては、1999年、食料の安定供給の確保、多面的機能の発揮、農業の持続的発展、農村の振興の4つの基本理念を掲げた食料・農業・農村基本法が策定された。2000年、同法に基づいた食料・農業・農村基本計画が策定されるとともに、日本における条件不利地対策として、中山間地域等直接支払制度が発足することとなった。

また、2005年3月、新たな食料・農業・農村基本計画が策定され、これを受けて、同年10月27日、「経営所得安定対策等大綱」が決定された。

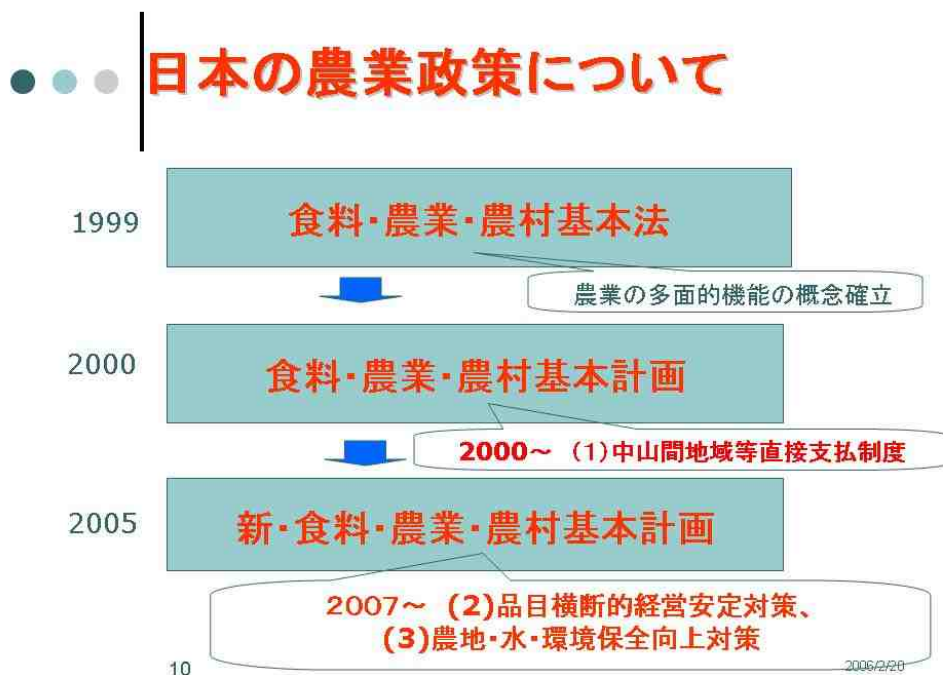
この「大綱」において、

担い手に対して施策を集中する品目横断的経営安定対策の創設

これと表裏一体の関係にある、米の生産調整支援対策の見直し

農地・水等の資源や環境の保全向上を図るための農地・水・環境保全向上対策の創設といった内容が盛り込まれた。これらの施策の2007年からの本格的導入に向けて、

制度の円滑な準備等を進めている。



(1) 中山間地域等直接支払制度について

棚田等の条件不利地において、耕作放棄を防ぎ農業の継続を図るため、2000年からスタート。



例えば、急傾斜の水田で一定の要件を満たせば、10a当たり2万1千円を交付。

2004年、全国で66万5千haで実施。

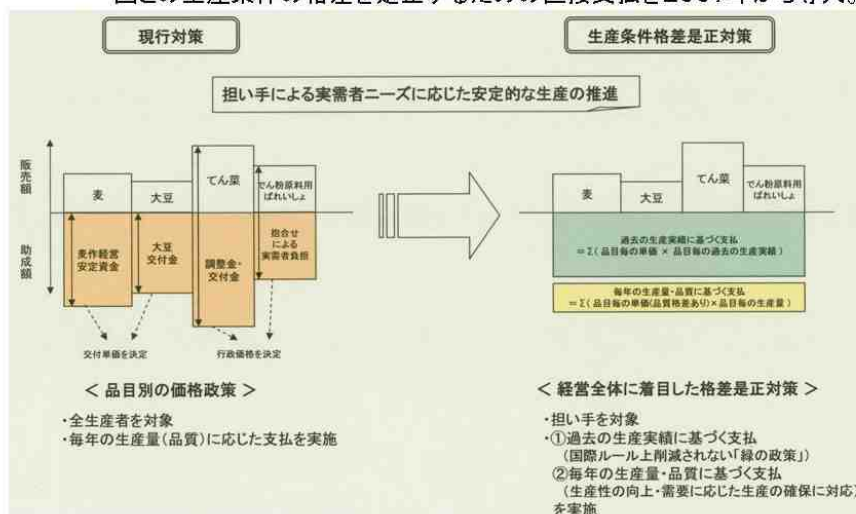
うち、北海道は、32万8千ha(草地在29万3千ha)。

棚田等の条件不利地において、耕作放棄を防ぎ農業の継続を図るための対策として、「中山間地域等直接支払制度」が、2000年度からスタートし、2005年度から継続して対策が講じられている。2004年、全国66万5千haで実施されている。

例えば、急傾斜の水田で、一定の要件を満たせば、10a当たり2万1000円を基本として交付することとされている。

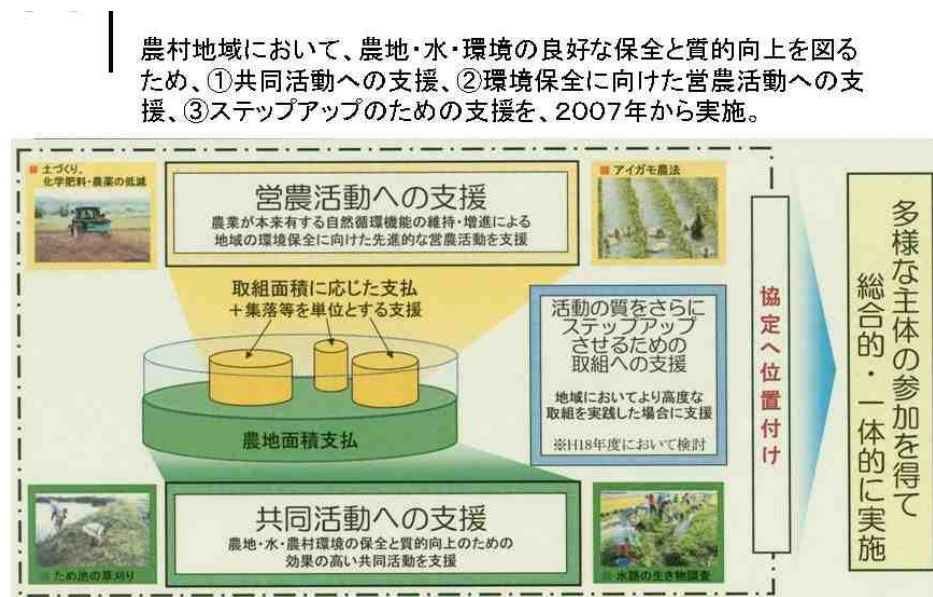
(2) 品目横断的経営安定対策の導入

WTOにおける国際規律の強化等にも対応しうよう、担い手に対して、諸外国との生産条件の格差を是正するための直接支払を2007年から導入。



我が国農業の構造改革を加速化するとともに、WTOにおける国際規律の強化にも対応し得るよう、現在、全ての農業者を対象に、品目別に講じられている経営安定対策を見直し、施策の対象となる担い手を明確化した上で、その経営の安定を図る品目横断的経営安定対策を導入することとしている。2007年からの対策の円滑な導入に向けて、現在、準備を進めているところである。

(3) 農地・水・環境保全向上対策について



我が国の農地・農業用水等の資源の適切な保全管理が、高齢化や混住化等によりが困難になってきていること、ゆとりや安らぎといった国民の価値観の変化への対応が必要なこと、我が国農業生産全体の在り方について環境保全を重視したものへの転換が求められていることから、地域ぐるみで効果の高い共同活動と、農業者ぐるみでの先進的な営農活動を支援する「農地・水・環境保全向上対策」を導入することとしている。現在、2007年度から本格的に実施に向けて、モデル的な支援を行うなど準備を進めているところである。

NRW州の農耕景観プログラムKULAPについて

1 NRW州の農業の概況

NRW州の農地は、153万ha。うち、約7割が畑、約3割が草地である。主な作物は、穀物、根菜類、ジャガイモ、てんさい、トウモロコシ等である。また、主な畜産物は、肉牛、酪農、肥育豚、繁殖豚等となっている。小規模な野菜づくりも盛んに行われている。2ha以上の農業経営体は5万2千程度で、1戸当たりの経営面積は、30haとなっており、ドイツの平均(36.3ha)よりも若干小さな経営規模となっている。

2003年NRW州農業構造分析

項目	数量
2 h a 以上の農業経営体	51,603
農地面積	1,525,829ha
1 経営体当たり経営面積	30ha
草地	432,784ha
畑	1,079,297ha
穀物（粒トウモロコシ、ＣＣＭ含む）	570,740ha
根菜類	103,500ha
じゃがいも	30,789ha
てんさい	69,913ha
トウモロコシ	217,538ha
粒トウモロコシ	35,194ha
ＣＣＭ（Corn-Cob Mix） ＜トウモロコシと芯の混合飼料＞	54,476ha
草、サイロトウモロコシ	127,868ha
肉牛飼育経営体数	22,865
肉牛頭数	1,418,812
1 経営体当たり肉牛頭数	62
肉牛 1 0 0 頭以上の経営体数	4,913
乳牛経営体数	10,497
乳牛頭数	391,607
1 経営体当たり乳牛頭数	37
乳牛 5 0 頭以上の経営体数	2,896

[illegible]

NRW 州提供資料：Landwirtschaftliche Strukturdaten2003 Nordrhein-Westfalen

2 NRW州の農耕景観プログラムKULAPについて

1992年のEUにおけるCAP（共通農業政策）の改革以来、農業環境政策はNRW州でも重要な施策となり、1993年から、農耕景観プログラム（Kulturlandschaftsprogramm）が実施されている。

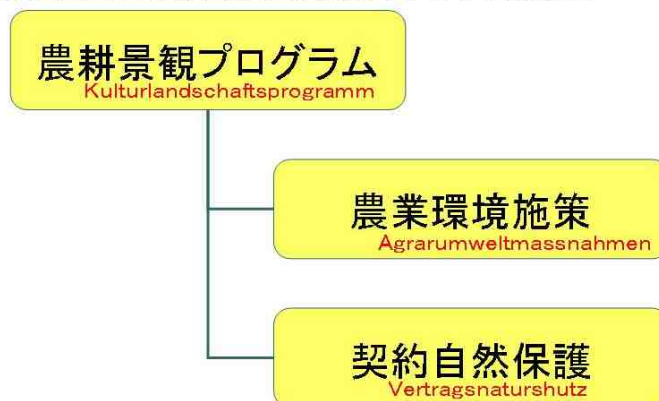
農耕景観プログラムは、安全な食料を生産し、農耕景観を保全し、自然資源を保護する農業、すなわち環境に配慮した持続可能な農業を支援するものであり、そのような農業を行う農家に、それに見合う経済的な代償が与えられるものである。

このプログラムの目標は、環境と自然景観の保護のために、すべての関係者の協力の下、広範囲にわたる物質循環型の環境に負荷を与えない農業を可能にすることである。更に、このプログラムは、とりわけ貴重とされる希少な生息空間（ビオトープ）に焦点をあて、それらの保全、育成、再生に取り組むものである。

農耕景観プログラムは、農家に、粗放的で環境に負荷を与えない農産物の生産方法を導入、維持するように促す「農業環境施策」と、自然保護の観点から指定された土地を適切な利用で保全するよう促す「契約自然保護」の2つの施策があり、具体的に、以下に挙げるようなことを促す。

- 肥料、農薬の使用の減少
- 土壌の浸食を防止し、生産における最も重要な基盤である土壌を保全
- 永年草地の割合を向上
- 環境へポジティブな影響をもたらす動物に配慮した飼育の拡大
- 絶滅の危機に瀕している動物や植物の生活条件の改善、拡張
- 州全域に及ぶビオトープネットワークの創出
- 農耕景観の維持、保全、育成
- 絶滅の危機に瀕している地域特有の飼育動物の保護
- 植物の遺伝子資源の保護
- 環境に配慮した農法による質の高い農産物の生産
- 環境保全に貢献をする農業に、適切な報酬の付与

NRW州における環境保全型の農業経営に対する助成措置



(N R W州農耕景観プログラム)

NRW 州の農耕景観プログラム			
「農業環境施策」			「契約自然保護」
構成要素	個々の経営体対象の助成措置	その他の助成措置	個々の農地（場所）を対象とした助成措置
	市場と立地に適合した農業 - 畑 - 草地 - 有機農業 - 固形堆肥生産	- 長期間の休耕 - 水辺の河岸 - 希少な家畜 - 土壌浸食防止 - モデル事業	
新しい構成要素	モジュレーションの枠組における市場と立地に適合した農業		「契約自然保護」のガイドライン 畑、草地の自然保護的利用 - 特殊ビオトープの保全 - 高木の果樹がある採草地の保全 - ビオトープの創出、保全
	- 多様な輪作 - 乳牛による放牧地管理	個々の区画対象の草地の粗放化	
担当部局	農業会議所の各郡支部		農業関連部局、郡と特別市

(1) K U L A P による助成について

農耕景観プログラムへの参加は任意である。基本的に5年間の契約で、例外として、10年から20年にわたる休耕もある。「契約自然保護」においては、高木の果樹がある採草地とビオトープの土地が長期の契約になる。

次に挙げる基準に基づいて、助成額が設定されている。

- 農業生産における各種制限によって引き起こされる生産量の減少
- 農業生産における各種制限によって引き起こされる労働費、コストの増加
- 環境保全への貢献に対する報酬

KULAPの補助体系

1 農業環境施策

(1) 連邦と州の共同事業(GAK)

- ・個別の牧草地の粗放化、有機農業、多彩な輪作栽培、乳牛の放牧飼育、長期休耕等

EU 50%、連邦 30%、NRW州20%

(2) モジュレーションの枠組みによる助成

EU 50%、連邦 40%、NRW州10%

(3) その他

EU 50%、NRW州50%

2 契約自然保護

EU 50%、NRW州35%、郡又は都市15%

K U L A P の助成については、E U が 5 0 % の助成を行う他、内容によって連邦、州が残額を負担している。

「契約自然保護」については、郡又は都市も、郡農耕景観プログラムの枠組みにおいて、15%の費用を負担することとされている。

(2) K U L A P の実績について

NRW州の農耕景観プログラムK U L A Pによる助成面積は、1995年には約4万haでしかなかったが、2004年には29万haと10年で約7倍になっており、この面積はNRW州の農地の約20%に該当する。これは、社会の利益のために、持続可能で環境と調和する生産方法を用いて貴重なビオトープを育成し、さらに環境保全の機能を発揮させる意志をもつ農業経営体が増えていることを示している。なお、NRW州では、2006年までに少なくとも35万haで特別に環境を保護する農業が実施される

KULAPの実績

1995年4万haから、2004年29万haで実施(NRWの農地の約20%)。2006年までに35万haでの実施を目標としている。



8

2006/2/22

ことを目標にしている。

○ K U L A P の助成面積

施策	助成面積
(個々の経営体対象の)草地の粗放化	86,000ha
(個々の区画対象の)草地の粗放化	6,500ha
有機農業	45,000ha
畑の土壌浸食防止	74,000ha
多様な輪作	42,000ha
畑と「果樹畑や苗木畑」の粗放化	1,000ha
(環境保全のための)長期間の休耕	2,000ha
水辺の河岸の設置(約2300km)	3,500ha
保護地帯(草花を保護する細長い帯状の区域)の設置(約800km)	600ha
固形堆肥生産	(77,000GVE*)
乳牛の放牧飼育	(45,000GVE)
契約自然保護	28,000ha
	合計 約290,000ha

* 1GVE = 1 大型家畜単位 = 乳牛 1 頭あるいは肥育用豚 6 匹

2004 年 12 月現在

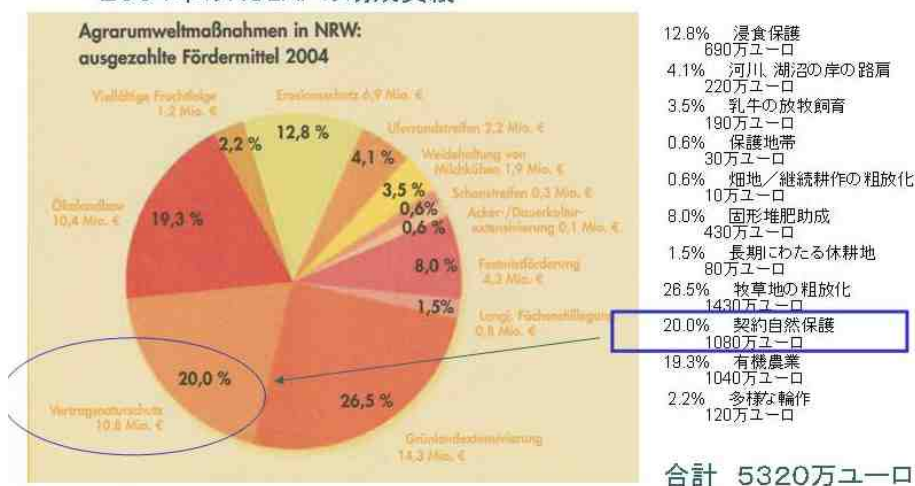
2004年のKULAPの支払い実績を見ると、総額で5,320万ユーロ（1ユーロ140円換算で、約75億円）となっている。そのうち、以下の4つの施策で助成の約8割を占めている。

- 草地の粗放化 26.5%、1,430万ユーロ
- 契約自然保護 20.0%、1,080万ユーロ
- 有機農業 19.3%、1,040万ユーロ
- 土壌浸食防止 12.8%、690万ユーロ

KULAPの助成実績

2004年のKULAPの支払い実績は、5320万ユーロ（約75億円）。

2004年のKULAPの助成実績



(3)「農業環境施策」について

市場と立地に適合した農業への助成

この助成措置は、粗放的で資源に負荷を与えない生産方法に対する助成で、自然・経済双方から成る生産条件の持続可能な改善に寄与する。対象はすべての州内全域の農業経営体である。助成されるのは以下の4項目である。

- 粗放的な畑作、粗放的な永年耕作地（果樹園や苗木畑）等
- 粗放的な草地利用
- 有機農業
- 固形堆肥生産

助成の条件は、1つの農業経営体のすべての耕作地において、上に挙げた4つの生産方法のうち少なくとも1つを5年間行うことである。申請することができるのは、農業もしくは林業を営む経営体である。

1) 畑地の粗放化

過去数十年間、NRW 州では、農業経営の専門化と集約化が進んでおり、長い間行われてきた粗放的な畑や果樹園や苗木畑に適応した多くの動植物種が、農業の専門化、集約化により生存の危機に瀕している。集約化されたものを再び粗放化していくこと、すなわち農地に栽培される作物が多様化されることは、環境への負荷を減らし、種の多様性を促進するために必要であり、そうすることが望ましい。

畑地の粗放化



化学肥料、農薬、除草剤等の不使用により、畑地の粗放化を推進。



畑地等 1ha当たり
153~736ユーロ

16

6/2/20

助成を受けるには、1 経営体の中にある畑や果樹園や苗木畑の全てが粗放化されていなければならない。経営体対象の助成の条件は以下のうちいずれか1つの措置を行うことである。

- ・ 化学肥料と農薬の使用の禁止
- ・ 化学肥料の使用禁止
- ・ 除草剤の使用禁止
- 助成額（年間1ヘクタール当たり）

		（最初の5年間）	（6年目以降）
1 化学肥料と農薬の使用禁止	畑	153 ユーロ	122 ユーロ
	果樹園や苗木畑	736 ユーロ	613 ユーロ
2 化学肥料の使用禁止	畑	92 ユーロ	73 ユーロ
	果樹園や苗木畑	153 ユーロ	122 ユーロ
3 除草剤の使用禁止	畑	92 ユーロ	73 ユーロ
	果樹園や苗木畑	214 ユーロ	184 ユーロ

2) 草地の粗放化

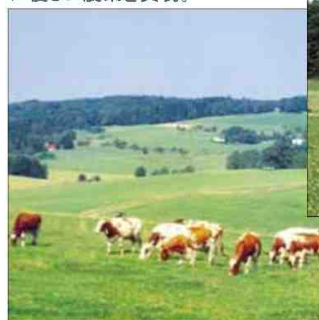
NRW 州の農耕景観は、その大部分を草地が占めている。中山岳地（＝標高 500～1200m の比較的標高の低い山岳地帯のこと）では、谷の部分が湿乾を繰り返す草地、斜面が乾燥した草地である。その他の地域の草地は、地下水によって保たれている場所が多く、湿地に近い性格を持っている。過去数年において、中山岳地域での農業の粗放化施策は、持続可能な草地の利用と農耕景観の維持における重要な要素となっている。現在、地域によっては、50%以上の草地で粗放的な利用が行われている。

この助成措置は、農家に草地の粗放的な利用の維持または導入を促す。

助成を受けるには、1 経営体の永年草地（畑などへの一時的転用がない、絶えず草地で

草地の粗放化

1ha当たり成牛1.4頭に抑えることにより、草地を粗放化し、環境に優しい農業を実現。



（クローバーの生える草地）



永年草地1ha当たり
153～552ユーロ

ある土地）すべてが粗放化されていなければならない。ここでいう粗放化の定義は、牧草を食べる動物の数が、餌場となる草地1ヘクタールあたり動物数 0.3～1.4GVE（1 GVE = 1 干し草をえさとする大型家畜単位 = 乳牛1頭、あるいは母羊6頭）である。対象となる永年草地では、化学合成による窒素肥料並びに農薬の使用が禁止されている。有機肥料の量は、1ヘクタールあたり動物数

GVE1.4の糞尿量を超えてはいけない。

助成の条件は、以下の措置のうちいずれか一つを行うことである。

・牛や羊の数を調整するか、または草地の面積を拡張して粗放化を図る。2つのやり方を組み合わせても良い。

餌場となる主な永年草地1ヘクタールあたり動物数 GVE1.4以下を厳守する

畑作地を粗放的利用が行われる永年草地に転用し、動物数 GVE1.4以下に抑える

○助成額（年間1ヘクタール当たり）

1 動物の数を減らすことによる永年草地の粗放化の導入	
永年草地の動物数 GVE 減少 1 当たり	276 ユーロ
永年草地の最高助成額	552 ユーロ
永年草地の最低助成額	153 ユーロ
永年草地の面積を拡張した場合	153 ユーロ
2（6年目以降）	
永年草地	153 ユーロ
3 畑作地を粗放的利用が行われる永年草地に転換する場合	
利用転換した畑	429 ユーロ
4 法的に定められている洪水危険地域内で収穫数が最低 60 以上の畑を粗放的利用が行われる永年草地に転換する場合	
利用転換した畑	574 ユーロ

有機農業

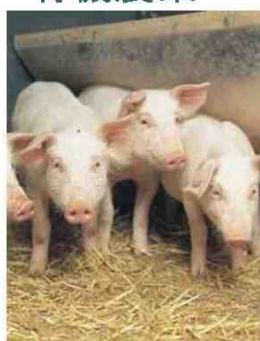
有機農業は、とりわけ環境に負荷を与えない農産物の生産方法として認識されている。その理由は、有機農業が、農作物の自然な生息条件を維持し、生産の持続可能性を前面

に示しているからである。さらには、土壌、空気、水、植物、動物、人間の保護と、物質の可能な限りの循環、環境に負荷を与える物質の使用回避、動物に配慮した飼育、多様な輪作などが有機農業の特徴として挙げられる。

有機農業への切り替えは、売り上げの増加が見込まれるが、経営体の構造を大きく変えることになり、大きな決断が伴う。NRW 州では、経営体が負担する有機農業への切り替えコストとそれに伴う経営体のリスクを和らげるために、州全域に及んで、有機農業の導入と維持に対する助成を行っている。

助成を受ける経営体は、有機農業に関する EG 政令 VO(EWG)No.2092/91（「有機農法お

有機農業



畑、永年草地
204～409ユーロ

EUが定めた基準を厳守することによって、環境に負荷を与えない有機農業を推進。



よび農産物・食品の表示に関する指令」とそれに关わる追加政令を厳守し、EU によって承認された認定機関の検査を受けていなければならない。

「有機農業」の助成を受け、同時に「畑の粗放化」と「草地の粗放化」の助成を受けることはできない。また、「長期間の休耕」措置の助成、または「高木の果樹がある採草地保全」措置の助成も受けられない。

○助成額（年間1ヘクタール当たり）

助成額（ユーロ）	導入して最初の2年間	3年目以降	6年目以降
畑、永年草地	409 ユーロ	204 ユーロ	153 ユーロ
野菜栽培地、園芸作物畑	1022 ユーロ	511 ユーロ	255 ユーロ
果樹園や苗木畑	1942 ユーロ	971 ユーロ	715 ユーロ
ビニールハウス	5500 ユーロ	4500 ユーロ	3500 ユーロ

4) 固形堆肥生産

労働生産性の理由により、過去数十年、動物の汚物利用が固形から糞尿（液体）生産に切り替えられた。集約化による動物密度の増加とも相まって、多くの地域で、土壌へ過剰の栄養物が投入された。また住宅地域の近くでは異臭の問題が起こった。固形堆肥は、糞尿に対して、直ぐに分離する窒素の量が少ないという利点がある。すなわち、地下水に流される窒素の量が比較的少なくて済む。よって固形堆肥は、土壌の栄養バランスを保つのに適している。

固形堆肥生産への助成により、NRW 州は、できるだけ多くの農家を、この環境に配慮し

固形堆肥生産



対象用地1ha当たり
153ユーロ

動物の汚物利用を、糞尿(液体)から固形堆肥に切り替え、異臭や地下水汚染を軽減。



た方法に切り替えるように促す。この助成は、動物に配慮した適切な飼育も基準に含まれているため、動物飼育のイメージも同時に良くする。

対象となる経営体は、乳牛生産、子牛生産、肉牛生産、子豚生産、食用豚生産をしているところである。助成の条件は、経営体または一部門すべての動物が、建築法によって許可され、

藁が敷かれた小屋で飼われており、糞尿の大半が、固形で処理される場合である。また固形堆肥は、地下水汚染を防ぐように、適切に保管されなければならない。

下記は条件のリストである。

上に挙げた固形堆肥生産を導入し、維持すること。1経営体すべて、または、数部門の飼育を行っている場合は、そのうち最低1つ

固形堆肥は、その経営体によって管理されている農地に撒かれなければならない

1経営体の動物の密度が、1ヘクタールあたりの動物数 GVE 2 以下

毎年固形堆肥の検査を受ける

動物に配慮した適切な飼育基準を厳守する（例えば、適切な動物密度）

○助成額（年間）

助成対象用地（1経営体当たりの平均動物数 GVE に 0.5 をかけた値）1ヘクタール当たり 153 ユーロ

（例：乳牛生産の場合）

この経営体は、子牛も合わせて動物数 GVE80 で、飼育面積は 50 ヘクタール

助成対象用地の面積は、 $80 \times 0.5 = 40$

助成の額は、対象用地の面積 1ヘクタールあたり 153 ユーロなので、年間の助成額は、 $153 \times 40 = 6,120$ ユーロ

モジュレーションの枠組における市場と立地に適合した農業

モジュレーションの実施に関わることとして、NRW 州では、次にあげる 3 つの新しい措置が導入された。

- 多様な輪作
- 個々の土地対象の草地の粗放化

●乳牛による放牧地管理

モジュレーションとは、価格・所得政策における直接支払いを強制的に削減し、第 2 の柱にその予算を振り替える施策である。ドイツ連邦のモジュレーションにおいては、2003 年より、(価格・所得政策による)直接支払いを 10000 ユーロ以上受けている経営体の助成額の 2%がモジュレーションによる控除額となる。この控除額の合計は、NRW 州では年間 2.5 百万ユーロとなり、それに連邦と州からの助成を合わせると合計 5 百万ユーロになる。これが、上に挙げた 3 つの新しい農業環境施策措置の助成金となる。助成の条件は、1 経営体または経営体の 1 部門が、3 つの措置のうち最低 1 つを、5 年間の契約で導入もしくは維持することである。申請することができるのは、農業もしくは林業を営む経営体である。

1) 多様な輪作

多様な輪作への助成は、畑作農業経営体の作付け体系のなかに追加植物の栽培を促す。この措置は、農薬の使用量を減らし、動植物に生息空間を与える。

助成の条件は、最低でも 5 つの主要作物(植物)を植えることで、そのうち一つは、Leguminose (レグミノゼ: 窒素を固定するバクテリアと共生する豆科の植物)が入っていないなければならない。次に挙げる規定が、5 年間の契約の中に含まれている。

一つの畑に、最低 5 つの主要作物(植物)を植えないといけない。休耕は数には入らない

レグミノゼの量は、最低畑の 7%を占めなければならない。レグミノゼ収穫後は、冬の間も土を覆うなんらかの作物(植物)を植える

その他の主要作物(植物)は、それぞれ畑の面積の 10%以上 30%未満でなければならない

穀物は、畑の面積 3 分の 2 を超えてはならない。

野菜やその他庭作植物は、畑の 30%を越えてはならない

油の原料になる作物は、主要作物になるが、ここでは助成の対象にならない。休耕地も助成の対象から外れる。

○助成額(年間 1 ヘクタール当たり)

畑 1 ヘクタール当たり 50 ユーロ

2) 個々の土地対象の草地の粗放化

これまでの「草地の粗放化」は、経営体の適用地全てにおいて粗放化した場合のみ助成されていたが、この新しい助成措置では、個々の区画が対象となりえる。全永年草地の 50%までがこれによって助成を受けることができる。

「草地の粗放化」助成を受ける経営体は、次に挙げる契約条件を、5 年に渡って守らなければならない。

助成を受ける区画での化学肥料と化学合成農薬の使用禁止

助成区画を最低年に1回利用する

永年草地の面積を減らしてはいけない

区画対象の草地の粗放化措置に対する助成においては、主要の餌場となる草地での動物の数がヘクタールあたり 0.3GVE 以上であると同時に、経営体のなかにある全草地を最低年に一回は使用しなければいけない。

○助成額（年間1ヘクタール当たり）

1 区域対象の草地の粗放化	
永年草地	130 ユーロ
2 法的に定められている洪水危険地域の畑を永年草地に転換する措置	
永年草地	574 ユーロ

3) 乳牛による放牧地管理

この助成措置は、NRW 州の中でも草地の多い地域で優先的に行われる。助成を受ける農地の 50%以上が、自然条件により条件不利と指定されているか、環境保護による利用の規制（FFH（植物動物生息区域）と鳥類保護地域）がかけられていなければならない。助成を受けるには、乳牛の放牧によって草地の管理をし、牛舎は、動物に配慮した、すなわち乳牛が自由に歩きまわれるものでなければならない。契約期間は5年間であり、次の条件を満たしていなければならない。

6月1日から10月1日まで、牛は毎日放牧し、水飲み場に自由に行けるようにしなければならない

動物の数は永年草地1ヘクタール当たり最低0.3GVE以上、上限2.0。農業用地の場合は、上限2.0GVEとなる

牛舎は、牛が自由に歩けるもので、柵で囲ってあるか、一部穴が開けてあるものでなければならない

牛舎は、最低5%以上の面積に、日中、陽が入るような構造でなければならない

動物1頭あたりの運動面積の下限は、5.0 m²

冬は1餌場あたりの動物数の上限は1.2頭。それ以外は、1頭

牛が横になる場所には乾燥した敷き藁を十分に敷く。またはマットを敷く

○助成額（年間）

助成対象用地1ヘクタール（動物数GVEに0.5をかけた値）当たり140ユーロ
--

その他の助成措置

その他の農業環境施策の助成措置としては、以下の5つの措置がある。

- 畑の土壌浸食防止
- 長期間の休耕

- 水辺の河岸の保護
- 希少になった地域特有の家畜に対する助成
- モデル事業

1) 畑の土壌浸食防止

土壌浸食防止の措置は、浸食の危険が特に高い場所で、土壌の生産性を保つために行われる。同時に、畑の周りの用地（ビオトープ、水路、交通路、建物）への被害を抑えることになる。

土壌浸食防止の助成は、土壌浸食が慢性的になっている畑を対象にしている。デジタルの土壌地図に地形や雨量などのデータを組み合わせて、土壌浸食区域が限定されている。

土壌浸食の度合いは、耕作の方法や耕作種によって大きく変わることがある。とりわけ播種の時期が遅いてんさいやジャガイモ、とうもろこし、菜種などは、土壌浸食を招きやすい。助成を受けられるのは、次に挙げるような土壌浸食を防ぐような措置を行っている場所（経営体）である。

てんさい：マルチを用いた播種、または直播

とうもろこし：マルチを用いた播種、または直播

なたね：マルチを用いた播種、または直播

ジャガイモ：植付け前に別の作物（植物）を栽培、収穫後も別の作物を栽培

穀物：マルチを用いた播種、または直播

Leguminose（レグミノゼ）の栽培：下撒き、マルチを用いた播種、または直播

その他、三つ葉などの栽培

○ 助成額（年間 1 ヘクタール当たり）

（浸食危険区域で土壌浸食防止措置を行う畑）102 ユーロ

2) 長期間の休耕

NRW 州の農耕景観プログラムでは、1996 年から、20 年に渡る休耕措置に対する助成が行われている。これまで助成を受けてきた土地は、大部分が湖や川の周囲や土壌浸食の危険がある斜面である。これら部分的な休耕措置は、水域保護、土壌保護、自然景観保護に積極的に貢献する。

例えば、湖や川のそばにある農地の利用放棄（休耕）措置は、水系への有害物質の侵入を防ぎ、価値の高い自然空間である水辺を守ることに繋がる。その他の場所での休耕措置は、景観計画に貢献し、生垣や緑の縁どり、小さな水の流れの維持創出に繋がる。またこれらは、農業生物学的に意味のあるビオトープネットワークを作り出し、野生動物や植物に貴重な生息場所を提供する。

助成の条件は以下の通りである。

対象地が 0.25 ヘクタール以上の場合は、郡または特別市の景観部局が、自然景観保護

に見合った措置かどうか検査し認可する必要がある

対象となる休耕地では、農業活動を一切行ってはいけない（休耕地を売却譲渡することや、草を動物のえさにすることも禁止）。休耕地を掘り返すことや、機械によって耕すことも禁止

肥料や下水、人間や動物の堆肥、並びに農薬の投入も許可されない。

かん水や、その他一切の土壌改良を行ってはいけない

播種は、州の自然保護・農地整備・森林担当官庁が定める（推奨する）その土地に適した植物を混合して行う。植栽、保護に関しても同様である

草地に関しては、湖や川の周り、林縁、道端など、エコロジカルな観点で繊細な場所とされる区域の保護に繋がる場合だけ、休耕措置の助成が受けられる。

○助成額（年間 1 ヘクタールの休耕地当たり）

助成額は、経営体の平均収穫数（EMZ）に基づく。収穫数 35 ポイント以下の場合、

畑： 306 ユーロ

草地：153 ユーロ

収穫数が 1 ポイント上がるごとに 7.5 ユーロ追加される。最高助成額は 715 ユーロ。

3) 水辺の河岸の保護

川や小川などの水辺の河岸は、以下のような機能をもっている。

肥料や農薬の流入の防止、減少

病原菌、飼育動物についている寄生虫の進入を予防

土に含まれる栄養物質の流入減少

土壌浸食を防止

水辺の河岸の保護は、過去数十年の間、流水系を保護する上で非常に重要な措置であると評価されるようになった。これまでの助成では、飲料水の取水地に繋がる川や小川などの水辺の河岸の保護が行われ、それが大きな成功を収めるに至った。それがこの助成分野のさらなる拡充につながった。基本的に、この助成措置は、川や小川だけでなく、地上の水系すべてに適用できる。

助成の条件は以下の通りである。

幅 3 ~ 30 メートルの保護区域を多年草によって緑化する。

6 月 15 日より前に草刈をしてはいけない

一般的に売られている肥料を撒いてはいけない。下水処理あとの泥やその他家庭ゴミ由来の肥料の投入も禁止

農薬の使用も禁止

機械によって土を耕すことは、植物の構成が大きく変化しない限りにおいて許される

土壌改良措置は禁止

この助成を受ける草地は、他の草地と柵によって区切る

○助成額（年間）

水辺の河岸保護区域 1 ヘクタールあたり、818 ユーロ。

もし、この助成を受ける土地が、「市場と立地に適合した農業」助成も受けている場合は、その助成額を「水辺の河岸保護」助成から引いた額が支払われる。「長期間の休耕」措置の助成との二重助成は受けられない。

4) 希少になった地域特有の家畜に対する助成

家畜の古い種の多くは、ある特殊の農耕景観のなかで飼育されてきた種で、その地域の特性に適した種である。これらの古来種を保護することは、農耕景観の維持と保全の観点からも、また遺伝子の多様性を維持するという観点からも重要である。この助成措置の目的は、絶滅の危機に瀕している

多様な輪作・稀少家畜の保護



最低5つの作物の植栽等の多様な輪作や稀少家畜の保護を推進。

多様な輪作

畑1ha当たり50ユーロ

稀少な家畜の保護

1匹 17～120ユーロ



希少な家畜の古来種や地域固有種を維持することで、文化遺産の維持にも貢献する。この措置は州全体に適用され、動物は、馬、牛、豚、羊に限られる。

助成を受ける経営体は、5年の間、希少になった家畜動物を飼育し、担当行政機関と飼育連盟によって定められた飼育・生産プログラムに参加することが義務付けられている。助成を受けた動物の数は、契約期間中絶えず一定に保っていなければならない。数が減った場合は、それを補う必要がある。

○助成額（年間、動物1頭（匹）当たり）

牛：生後6ヶ月から2年	71 ユーロ、成牛のメス牛、オス牛	120 ユーロ
羊：母羊、オス羊	17 ユーロ	
馬：生後1～3年	71 ユーロ、オス馬、メス馬	120 ユーロ
豚：オス豚、メス豚	38 ユーロ	

5) モデル事業

環境に負荷を与えない農業を行っている経営体は、モデル事業として助成を受けることができる。モデル事業とは、学問の分野での新しい発見を実際に現場で試す事業である。これらは、農業環境施策の更なる発展に寄与することが期待されている。この助成措置には次のような目標が定められている。

経済的、環境保全的な有益性を明示

新たな技術的助言が可能となる事業学研究をこれにより促進

農耕景観プログラムに適合するあらゆる措置の現場での改良と実験

(4)「契約自然保護」について

「契約自然保護」の目的は、州全体にまたがって、地域のビオトープネットワークを形成することにある。「契約自然保護」の中では、個別の湿地草地や中山岳地域の土地といった区別はない。基本的に、州全体で、自然保護上重要な場所は助成の対象となりえる。ただし助成の重点は自然保護地域にあり、とりわけ、NRW 州景観法 62 条に明記されている「保護ビオトープ」と景観計画地域内の特別用地に狙いが定められている。

それに加え、農業用地の割合が高い郡と特別市は、郡農耕景観プログラムを作成しており、これは、地域またはローカルなビオトープネットワークの形成に寄与している。この施策によりビオトープネットワークの用地が補足的に創出され、ビオトープが拡大している。

「契約自然保護」の助成措置については、以下の4項目がある。

- 畑の周縁部の自然保護的利用、畑の生態系保護
- 草地の自然保護的利用管理
- 高木の果樹がある採草地の保全
- ビオトープの創出と保全

1) 畑の周縁部の自然保護的利用、畑の生態系保護

この措置は、絶滅の危機に瀕している畑の野草の保護が主な目的となる。助成の対象になるのは、除草剤及び化学肥料を使用しない、並びに畑や畑の周縁で機械または熱による除草を行わない畑である。畑の周縁は、自然保護地域の中か、またはそれに隣接していなければならない。または希少でその土地に特有の畑の野草植物が生息していなければならない。この粗放化措置は、昆虫類や鳥類、またはハムスターなどの小さな哺乳類にとってもいい影響を与える。

○ 助成額（年間1ha当たり）

○ 農薬、堆肥の使用をしない場合	357 ユーロ
○ 雑草の熱・機械処理をせず、尚且つ化学肥料を使用しない場合	511 ユーロ

畑の周縁部の自然保護的利用



畑1ha当たり
357～511ユーロ

絶滅の危機に瀕している畑の野草の保護のため、除草剤、化学肥料を使用せず、自然保護的に利用。



2) 草地の自然保護的利用管理

この措置の目的は、とりわけ、湿地の採草地、川や湖の側の草地、中山岳地域の草地など、維持する価値がある草地ビオトープを保護することにある。その際、それぞれのビオトープに合わせたバリエーション豊かな管理の方法が定義されている。基本的には、糞尿、化学窒素肥料の散布は禁止されており、保全の中断も許可されない。

助成措置として、以下の種類がある。

- B1 畑を草地に転換
- B2 草地の粗放化
- B3 その他のビオトープの自然保護的管理
- B4 自然保護的草地利用における補足的措置

○助成額（年間1ヘクタール当たり）

B 1 （畑を草地に転換）	2 0 4 ユーロ
B 2 . 1 （時間的な期限なしの草地の粗放化）	2 0 4 ~ 3 3 2 ユーロ
B 2 . 2 a （期間制限付きの粗放的な放牧地と採草放牧地）	3 0 6 ~ 3 8 3 ユーロ
B 2 . 2 b （期間制限付きの粗放的な採草地）	2 5 5 ~ 5 1 1 ユーロ
B 3 （その他のビオトープの自然保護的利用）	2 5 5 ~ 4 8 5 ユーロ
B 4 （自然保護的草地利用における補足的措置）	1 5 3 ~ 3 0 6 ユーロ

草地の自然保護的利用



草地1ha当たり
255～511ユーロ



自然保護の価値のある草地について、糞尿、化学肥料の散布の禁止、草刈り時期の調整により、自然保護的に利用。



3) 高木の果樹がある採草地の保全

この助成の目的は、高木の果樹がある採草地を維持もしくは新たに創出することである。

助成を受ける経営体に課される義務は、果樹の手入と採草地の管理、両方にある。とりわけ望まれる措置は、ウイルスを持たない（検査された）果樹を植えることである。

助成の対象地は、最低 0.25 ヘクタールなければならない。果樹の密度は、ヘクタールあたり 36 本（0.25 ヘクタールあたり 9 本）を越えてはいけない。

○助成額（年間 1 ヘクタール）

最高 818 ユーロ（草地に化学肥料を使用しないのであれば、917 ユーロ）

高木の果樹がある採草地の保全

・生垣の設置

自然保護上重要な地域である「高木の果樹のある採草地」の保全。また、ビオトープの保護のため生垣等を設置。



採草地 1ha 当たり

最高 811 ユーロ

生垣 1m 当たり最高 5 ユーロ



4) ビオトープの創出と保全

この助成の対象は、生垣や藪、その土地に適した低木類の植樹並びに維持管理、さらには、これらのビオトープを柵の設置により保護する措置（必要と認められた場合）である。生垣は最低 50m でなければならない。

○助成額

・生垣の設置と保全	1 m あたり年間最高 5 ユーロ
・低木類の植樹	100m ² あたり年間 51 ユーロ
・柵の設置	1 m あたり年間 1 ユーロ（5 年間限定）

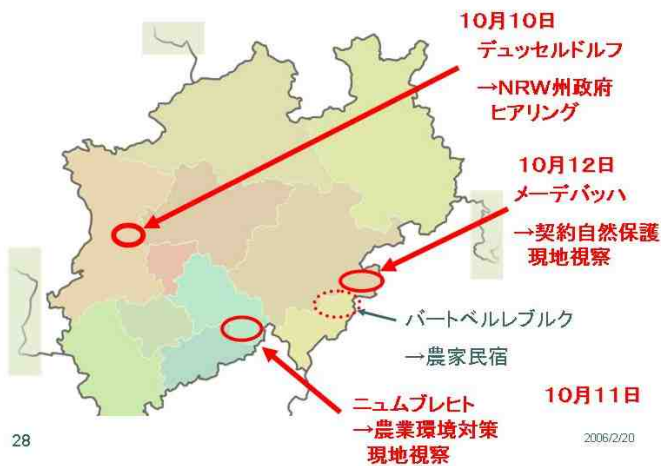
3 NRW州政府ヒアリング及び現地調査について

2005年10月10日から12日にかけて、NRW州政府へのヒアリングとKULAP実施箇所の調査を実施した。

その概要は、以下の通り。

- ・10月10日 NRW州環境自然保護農業消費者保護省 KULAP他ヒアリング
- ・10月11日 ニュムブレヒト 「農業環境施策」 現地調査
- ・10月12日 メーデバッハ 「契約自然保護」 現地調査

NRW州 現地視察先



(1) NRW州環境自然保護農業消費者保護省ヒアリングについて

2005年10月10日、州都のデュッセルドルフにあるNRW州環境自然保護農業消費者保護省において、KULAP他の農業施策について、ヒアリングを行った。

その概要は、以下の通り。

10月10日 NRW州 環境自然保護農業消費者保護省訪問1

10月10日、デュッセルドルフにある、環境自然保護農業消費者保護省を訪問し、農業環境施策等について、ヒアリングを実施。



1 ヒアリング日時 2005年10月10日 14:00～16:30

2 場所 NRW州環境自然保護農業消費者保護省 会議室

3 出席者 国土交通省 鎌田、田中、デュッセルドルフ総領事館 高築 通訳 池田

NRW州環境自然保護農業消費者保護省

地域開発センター Michael Schaloske 博士

農業政策・地域開発課長 Ludger Schulze-pals 博士

農業環境振興、環境保全農業課 Monika Berg 女史

ビオトープ・種保護・契約自然保護課

Verbücheln 博士、Schubert-Scherer 女史

4 議事概要

(1) NRW州の農業構造について

NRW州は、農家が5万人、農地面積は153万ha、畑が70%、草地が30%となっている。NRW州の農業の特徴として、小規模な野菜作り、豚と牛肉の生産が盛んである。穀物が生産過剰なのは確かであるが、一部の果物、一部の野菜、一部の鶏肉の生産が間に合っていない状況にある。

NRW州の農業施策については、EU、連邦、NRW州がそれぞれの役割を持っており、複雑である。EUは、主に市場と価格政策を受け持っている。

EUの農業施策CAPは、主に第1の柱（価格・所得政策）と、第2の柱（農村振興施策）から成り立っており、第1の柱が予算の90%、第2の柱が10%を占めている。EUの方針として、第1の柱から、第2の柱に予算の重点を移していくことを考えている。

直近のCAP改革は、2003年にスタートし、2005年からその改革がはじまっている。その概要としては、

価格・所得政策の直接支払いについて、動物の数を基礎としていた算定方法を改正し、生産と支払いの関係を切り離すこととした（いわゆるデカップリング）

クロスコンプライアンスとモジュレーションの強化

が挙げられる。

また、CAP第2の柱については、EUが大きな枠組みを作り、各州が具体的な政策を行っている。ドイツでは、第2の柱として、「NAB」という施策に基づいて、1億3千万ユーロ予算を計上している。

第2の柱としてのNABについては、

生産と市場の改善

耕地整理

農業環境政策

を主な内容としている。

（NRW州の農業環境政策が他州（特に南の2州）と比べて、実施割合が低いのは何故か）

南の2州に比べて、NRW州は、豚の生産や小規模な野菜作りが盛んであるが、これらは農業環境政策を講じにくい農業形態である。また、NRW州の予算が潤沢でないことも影響が大きい。今後は、効率性を重視していくことが必要である。

(2) KULAPについて

NRW州の農耕景観プログラムKULAP (Kulturlandschaftsprogramm) は、主に「農業環境施策」(Agrarumweltmaßnahmen)と「契約自然保護」(Vertragsnaturschutz)の2つの対策により成り立っている。

「農業環境施策」については、EUの指令に基づいて、実施されており、クロスコンプライアンスよりも上の規準により、自発的に環境保全型農業を行うもの。

「農業環境施策」と「契約自然保護」の違いとしては、

「農業環境施策」は、普通の農地を対象としているのに対して、

「契約自然保護」は、自然保護上価値のある、特別な農地を対象としている。

KULAPには、NRW州の1/4の農家が参加している。面積としては、約20%の農地がKULAPの対象となっている。

「農業環境施策」と「契約自然保護」の2つの施策に対して、今年は、6千万ユーロが投じられる予定である。KULAPは、水質保護、自然保護、土壌保護の措置を含んだ概念となっている。

(NRW州の農業環境政策の経緯如何)

NRW州における農業環境政策については、80年代に小さなプログラムが州独自にあった。80年代後半にそのプログラムに一定の強化がなされ、1992年にはじめてEUと州のしっかりとした法的な枠組みが出来た。それに基づいて、1993年からKULAPが創設された。(1992年の前の)州独自のプログラムと、KULAPの大きな違いは、EUからの助成の有無。

州のプログラムは、基本的に州の性格によって違っ

てくるが、連邦と州の共同課題である「農業構造の改善と海岸線保護」(GAK)に基づいて、例えば、草地の粗放化などは、連邦内で統一的に行われている。

NRW州
シャロス
ケ博士、
シューヘル
ト・シェ
ラー女史
他



(連邦と州の管轄の差違如何)

連邦と州の管轄には差違があり、例えば、農業の構造改革に関する「農業環境施策」は連邦も所掌範囲といえるが、「契約自然保護」については、州の管轄となっており、連邦の所掌外。

なお、「農業環境施策」を州で担当しているのは、農業会議所 (Landwirtschaftskammer) という組織。農業会議所は郡単位で組織があり、申請はそこで行うこととなっている。

(「契約自然保護」の経緯について)

「契約自然保護」については、1996年以前は州が管轄していたが、1996年以降、州内に約40ある郡に管轄をおろしている。

(「契約自然保護」について、郡又は都市が15%の負担をしている理由)

15%は、統一的に決まっている訳ではなく、場所によって負担率は変わる。例えば、法的に自然保護が必要な場所については、EU50%、州50%の負担となる場合もあるし、郡が自然保護上重要だと認めている場所については、15%の郡の負担がある。これは、郡としても自然保護が重要であると認識していて、農家に対して自然保護に参加してほしい考えがあるからである。

農家にとっても、「契約自然保護」は、単価が割と高いので、魅力的である。

現在、NRW州のほぼ全ての郡が、「契約自然保護」に参加している。

(郡から応分の負担をとっている以上、郡が「契約自然保護」について必要ないと認めれば「契約自然保護」は措置出来なくなるのではないか)

予算配分のときに、州が価値のあると認めた地域については、必ず措置出来るように配慮する。その残りは、郡からの要望により配分する。

(「契約自然保護」と「農業環境施策」を2重に農家に支払うケースはあるのか)

農業規範の規準において、「契約自然保護」の方が「農業環境施策」よりも高いハードルがある。従って、一つの農業経営体において、一部を「農業環境施策」、一部を「契約自然保護」で行うということはあるが、ひとつの土地で二重払いはない。

(NRW州でKULAPが未だ全面積の20%しか講じられていない理由は?)

理由は2つある。

一つめとして、NRW州の農業において、豚飼育と小規模な野菜生産が盛んであるということは、冒頭にもお話しした通りであるが、この2つは、そもそも「農業環境施策」になじみにくい農業形態である。「農業環境施策」の規準に合わせるためには、豚や野菜の生産量を落とさなければならなくなる。

二つめとして、K U L A Pを導入する場合、「適切な農法」(Gute Fachliche Praxis)について高い義務づけがあり、それをクリアするのが難しい。例えば、豚の糞尿の処理について、通常法律で問題なくても、「適切な農法」に照らしてみると問題になることもある。

(バイエルン州では農地面積の50%が農業環境政策に取り組んでいる。NRW州では20%しかない。その違いは一体何なのか)

NRW州の取組が低位なのは、農業形態が施策になじみにくいこと、「適切な農法」以上の義務づけをしていること以外に、南の2州と比較した場合、次の理由がある。

南の2州(BW州、バイエルン州)では、70~80年代のかなり早い段階から農業環境政策に取り組んでいた。92年のEUの農業改革に当たっても、EUの制度を導入し幅広く農業環境政策に予算を投入した。それが可能になったのは、南の2州の財政力が豊かだったからだ。

一方、NRW州は、予算が限られていたため、支援する分野に限定をかけるとともに、「適切な農法」よりも高い基準でK U L A Pを始めた。ただ、2000年からK U L A Pのプログラムを見直し、対象を拡大している。

(2003年にK U L A Pに「モジュレーション」の実施を受けた3つの措置(多様な輪作、個々の土地対象の草地の粗放化、乳牛による放牧地の管理)が追加されているが、これは、G A Kの対象にもなっている。どのように整理しているのか)

モジュレーションは、連邦が主導し、州の反対にあいながら、連邦が強行した措置。

具体的には、2003~2004年は、連邦が10%余分に嵩上げを行い(EU50%、連邦40%、州10%)、2005年以降は、助成率を戻す措置(EU50%、連邦30%、州20%)をとっている。

(「契約自然保護」を行っている面積はNRW州の面積の何%ぐらいか。また「N A T U R 2 0 0 0」で指定されている面積は?)

NRW州で「契約自然保護」を行っている面積は28,000haであり、これはNRW州の農地の約3%にあたる。N A T U R 2 0 0 0で指定されている面積は、7~8万ha。農地の約5%。

(日本では、農地を自然に帰すことについて理解を得られにくい。NRW州ではどうか)

NRW州で行われている自然保護、環境保全について、目に見える部分は、市民は歓迎していると考えている。植生もよくなり、観光面でも、希少な動植物を見ることが出来るようになるので、市民からプラスと捉えられている。特に、中山岳地で粗放化していて目に見える草地などは、いい評価を得ている。

農家としても、経済的に不利益を被った部分について、きちんと対価が支払われていれば問題ない。ただ、州の予算が非常に厳しい。K U L A P の分野でも、その波が押し寄せてくるのが懸念される。

(K U L A P の将来展望は？)

将来の展望として、

2003年のE U の改革を着実に実行していくことが必要である。ただ、複雑な手続きを要するのが大変である。

もう一つの課題としては、現状はN R W州ではE U の規準よりも厳しい規制を農業に課しているが、これをE U 並みとするよう規制を緩和していきたい。

(3) 条件不利地対策について

N R W州においても、条件不利地があり、施策を展開している。

N R W州の条件不利地は、主に南の山岳地帯が指定されている。

条件不利地については、規則に基づいて、

農業の生産性が傾斜などにより条件が不利な土地

土地に栄養が少なく生産性が悪い土地

が指定されている。

こういった条件不利地において農業を行っている経営体に対して助成金を交付している。その目的は、条件の不利なところで農業を維持してもらうことである。

N R W州の面積の25%が条件不利地に指定されており、条件不利地対策の助成金を得ている。また、条件不利地対策の助成金をもらっている農業経営体の数は、7,800となっている。

助成金の額については、

傾斜度などの土地の生産性

土壌など土地の質

によって決定されている。

(条件不利地対策とK U L A P の助成金を二重にもらっている経営体はあるのか)

二重にもらうケースは、もちろんある。

ただし、条件不利地対策における農業については、最低限の規範を定めたクロスコンプライアンスを遵守しているだけでいいが、K U L A P の場合、クロスコンプライアンスよりも高度な取組でなければならない。

(N R W州の条件不利地対策受給の7,800経営体のうち、K U L A P の助成金ももらっている経営体は、何割ぐらいなのか？)

正確な数字は、現在手元にないが、かなり高い割合、70%ぐらいの経営体が条件不利地対策とあわせてKULAPの助成金ももらっているのではないかと。

(KULAPは申請主義であるが、条件不利地対策も同様か?)

その通り。条件不利地対策も申請主義である。ただし、傾斜度等物理的な条件不利地の要件を満たしていれば、申請すれば、ほぼもらえる。

(KULAPと条件不利地対策について二重に支払われていることについて、批判はないのか)

特別な地域に、しかも、二重の助成金を出すということについては、常に批判がある。

このため、常に手続きについてチェックしていかなければならない。また、絶えず、制度のあり方についても検討していかなければならない。従って、制度そのものが固定されたものではないと考えている。

(今後、制度の変更もあり得るということか)

条件不利地対策の額や制度が適切かどうかは、常に監視されている。これから変更される可能性はある。

(条件不利地対策の助成負担率はどのような割合になっているのか)

EU25%、連邦45%、NRW州30%となっている。

(4) LEADER+について(制度の詳細は第 章(p50~p71)参照)

LEADER+は、2002年にNRW州に告知があり、申請が5案件、実際に選定されたのが3案件となっている。

申請のあった地域は、それぞれ地域の発展のコンセプトを作成する。

案件の審査については、第3者で構成される審査委員会で行った。地域が申請のあったコンセプトで本当に発展するかを審査し、3案件が選定された。

選定された3地域は、以下の通り。

ミンデンリュベック(Minden Lübbecke)

農業観光、農業振興、農村地域での雇用の創出

ビューレナーラント(Bürener land)

再生可能なエネルギー(木質系バイオマスの利用促進)

自然保護、農業観光

メーデバッハ(Medebach)

観光、ハイキング、自然保護、農業

LEADER+の助成金は、EU 50%、郡又は市町村 50%であり、NRW州は出資しない。LEADER+の予算のうち10%は、他のLEADER+地域との交流事業に支弁される。また、LEADER+にはモデル事業としての位置づけもあり、他の地域が見習うような革新的な取組が評価される。

LAG（ローカルアクショングループ）という地域の団体がLEADER+の推進団体となり、その構成員は行政関係者が50%以上を超えてはならないことになっている。

LEADER+は、2006年までと期間が限定されている。ドイツでは、その後も、LEADER+の取組を継承し広げていこうと考えている。

（連邦が主体となって実施されているレギオネンアクティブ（Regionen Aktiv）との違いは、何か）

LEADER+の主体はEUであり、レギオネンアクティブは、連邦である。また、レギオネンアクティブが農業分野を対象としているのに対して、LEADER+は、より広い分野を対象としている。

	負担割合	実施箇所
レギオネンアクティブ	100%連邦	独18（NRW1）
LEADER+	50%EU、50%地域	独48（NRW3）

（LEADER+で地域がお金を出す理由は何か）

LEADER+に参加する地域は、もともと活発な地域で、地域の発展に向けて強い意志をもっている。例えば、再生可能なエネルギーについては地域のためになる取組であるので、地域の自治体や民間が出資をするのだと思う。

（前身事業であるLEADER とLEADER+の違いは何か）

LEADER+では、LEADER と比べて、
市民参加が重視された、
LAGを形成する際の規則が厳しくなった、
地域のマネジメントの視点が明確化した
といった視点が変更されている。

（5）我が村は美しく（Unser Dorf soll schöner werden）（制度の詳細は第 章(p72～p88)参照）

このコンクールは、1961年始まった。コンクールの目的は、時代によって変化している。始まった当初は、「花をかざろう」等の村の美化を重視していた。現在の評価項目は、5つの分野で構成され、「村の発展計画、経済、社会生活」に重点が置かれており、

「村の美化」の位置づけは下がっている。

コンクールは、郡、州、連邦単位で毎年、3年サイクル行われるものであるが、開催費用は、郡、州、連邦がそれぞれ負担する。参加費用そのものは、参加する村がもつ。

コンクールに参加し入賞した場合には、メダルがもらえる。わずかな賞金ももらえるが、賞金の額は毎回違う。

このコンクールは、村の発展にとって、非常にいい制度だと思う。何故かという、このコンクールへの参加により、村人が一緒になって村の発展のためにまとまることができる。

このコンクールの参加資格は、人口3,000人以下の村となっており、2004年、NRW州で1,090の村が参加した。最近の参加数は横ばいとなっており、絶えず参加者を募るためには、モチベーションを保ち続けていかなければならない。

コンクールの評価のために、郡、州、連邦それぞれの段階で審査委員会が設けられて、その審査会が村をまわって審査が行われる。そして、審査会により村に点数づけが行われ、入賞するものとしめないものが分けられる。ただし、その点数を公表することはない。それは、「何のためのコンクールか」ということによる。つまり、この審査は、点数づけをすることに目的があるわけではなく、郡コンクール、州コンクールそれぞれにおいて、

コンクール入賞の村を選定することが目的だからである。

3時間半に
及ぶヒア
リングを終
えて



(2) 「農業環境施策」現地調査 (ニュムブレヒト)

1 日時 2005 年 10 月 11 日 14:00 ~ 15:00

2 場所 NRW 州 ニュムブレヒト市 ヘディングハウゼン リンデンベルク農場

3 出席者 国土交通省 鎌田、田中、デュッセルドルフ総領事館 高築 通訳 池田
ニュムブレヒト市 Frau Ruth Brücher,
NRW 州農業会議所 Frau Walburga Hüms
リンデンベルク農場 Frau Anne (リンデンベルク氏は所用により欠席)

4 現地ヒアリング概要

リンデンベルク農場は、84 ha
の草地に 6 ha のトウモロコシ畑、
合計 90 ha の畑を経営している。
また、64 頭の乳牛を飼っている。

リンデンベルク氏は、NRW 州と
契約を結び、「農業環境施策」とし
て草地の粗放化に取り組んでいる。
具体的な措置としては、1 ha 当た

リンデンベルク
農場従業員の
アンさん。

リンデンベルク
農場は、84
ha の牧草地、
9.7 ha のサイ
ロトウモロ
コシ、64 の
乳牛、80 の
肥育牛等を
経営。



り成牛 1.4 頭に抑え、そうすることによって、通常よりも少ない有機肥料で草地を維持している。リンデンベルク氏の所有している草地は、基本的に K U L A P の対象となっている。ただ、トウモロコシ畑は、K U L A P の対象外。K U L A P における草地の粗放化については、1 経営体すべての草地の粗放化、個々の土地対象の粗放化、の 2 種類があるが、リンデンベルク農場においては、の措置により助成金を受けている。

リンデンベルク氏が「農業環境施策」に取り組んだのは、約 9 年前からであり、最初に取り組んだ一人である。

また、リンデンベルク農場の従業員は、フルタイムで働くアンさんの他、パートで来てもらっている。リンデンベルク氏は、あまり体調がよくないので、比較的多くの従業員をやっている。

K U L A P の事務処理を行っているのは、農業会議所である。農業会議所は、
州の農業行政の基本的なことを実施する
農業経営者に対して助言サービスを行う
農業者教育

の 3 つの分野の仕事をしている。州の組織とも民間とも言えるが、はっきりと官か民か定義するのは難しい。

(「農業環境施策」に取り組む農家と取り組まない農家の違いは何か)

農業経営体がそもそもh a 当たりで飼育している牛の数によって、考え方が変わってくる。「農業環境施策」で決まっている牛の密度よりもはるかに高い密度で牛を飼っている経営体は、「農業環境施策」による助成を受けず、集約的な農業を行いお金をかせぐ傾向にある。一方、そもそも牛の数が少ないところは、「農業環境施策」で助成を受け、お金をかせぐという選択になる。

耳の黄色いタグは、牛が生まれた時に付けることが義務づけられている。



(牛の耳に取り付けられている黄色いタグはどういう意味があるのか)

ドイツで統一的行われているシステムである。牛が生まれたときに番号が与えられ、肉になるまでコンピュータで一括管理が行われる。例えば、牛が病気になる時に、どこで育った牛かがすぐに分かるようになっている。

NRW州
農業会議所
ヒュムスさん
(農業環境施策担当)



(K U L A Pの助成が農業経営体の収入に占める割合はどれくらいか)

農業経営体によって違ってくるが、この郡では収入の10～20%を「農業環境施策」で稼いでいるのではない。

(リンデンベルク農場の今後の展望について)

この郡では、50頭飼養が平均でNRW州全体では40頭ぐらいが平均。リンデンベルク農場の規模は、この郡の平均よりも大きい規模で経営している。

ただ、リンデンベルク氏は、後継ぎがいないので、おそらくこれ以上大きくはならないだろう。

大きな経営体で後継ぎがいるところは、どんどん大きくなっていくが、小さな経営体で後継ぎがいなかったところは、歳をとると農業をやめてしまう。

(3)「契約自然保護」調査(メーデバッハ)

1 調査日時 2005年10月12日 11:00~12:00

2 調査場所 NRW州 メーデバッハ

3 出席者 国土交通省 鎌田、田中、デュッセルドルフ総領事館 高築 通訳 池田

NRW州環境自然保護農業消費者保護省

ビオトープ・種保護・契約自然保護課 Frau Schubert-Scherer

高地ザウアーラント郡 Biologische Station Herr Robert Trappmann

Herr Detlev Finke

4 ヒアリング概要

ビオロギッシュスタチオン
(Biologische Station)は、
NRW州独自の組織。郡レベル
で40の事務所がある。一種の
NPO、NGOのような組織で
あり、民間の組織ではあるが、
州の事業を請け負っている。こ
の組織が出来た背景として、行

州農業省

シュヘルト・シェー
女史と

ホーホザウアーラント郡
自然保護センター

ビオロギッシュスタチオンの
トランケ氏とフィンケ氏



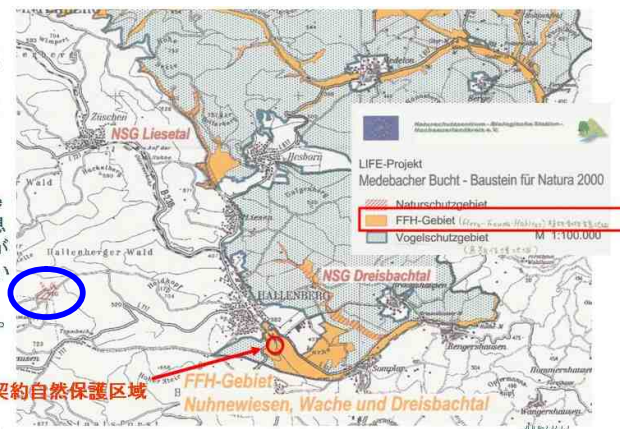
政と民間の環境団体とのきれつがあり、そのきれつをなくすために、このような組織が出来た。

ビオロギッシュスタチオンは、「契約自然保護」に関して現地に出向き、直接、自然保護を行っている農家にサービスを行う。

「契約自然保護」は、特に自然保護が必要な地域を対象としており、調査箇所

契約自然保護は、特に自然保護が必要な地域を対象としている。

FFH-Gebiete (植物動物生息区域)は、EUが基準を定めている貴重な動植物の保護区域。



は、FFH-Gebiete (植物動物生息区域)となっている。地図では黄色い部分。

網掛け部は、鳥類保護区域 (Vogelschutzgebiet) となっている。また、赤の斜線の区域 (青い丸で囲っている箇所) は、自然保護区域 (Naturschutzgebiet) である。FFHと鳥類保護区域は、EUのNatura 2000の基準に基づいて指定されたものであるが、自然保護区域は、連邦が指定している区域である。

この地域には、ノイントータ（Neuntöter）という鳥類の生息地が約500ポイントあり、コウノトリやキツツキもいる。ブラウンケルフェン（Braunkehlfchen）＜和名：ノビタキ＞という渡り鳥もやってくる。

日本の自然保護とドイツの自然保護は、似ている部分がある。こういうオープンなスペースはもともと人間が農耕によって切り拓いたものであるが、1000年、2000年の歴史を有し、人間の農耕活動と共生してきた貴重な動植物が存在する。このような動植物を守り育てるためには、農業を継続していかなければならない。また、農業といっても、集約的なものではなく、粗放的な手をかけないやり方で取り組むことが必要である。

ただ、農地で自然保護的な管理を行うことにより、農家は経済的に損失を被ってしまう。その損失分を補償し助成金を交付するシステムのひとつが、「契約自然保護」である。

この辺りの農地は、土の上に巣をつくって卵を産む鳥がいるので、草刈りの時期も雛がかえった後に行う等、ここに棲んでいる鳥類の生態にあわせて調整する。こういった細かい措置は、ピオロギッシュスタチオンが行うこととなる。

この対象農地は、湿地帯で生産性の低いところ。

農家は、「もともと嫌っていた土地なので契約自然保護の対象となつてよかった」とコメント。



この「契約自然保護」の対象農地は、地下水が高くて、土地生産性がよくなかった。特に大型機械も入らないような農地だったので、農家にとって魅力的でない、農家が嫌っていた農地だった。そのため、粗放化されて、自然保護上価値の高い農地となったとも言える。この農地の状態を維持するために契約自然保護制度を利用して農家に管理してもらっている。

「契約自然保護」の対象となっている農地は、70ha。この農地は、草地で産卵するブラウンケルフェンの生息地として貴重な価値をもっており、この鳥の保護のために草刈りの時期を調整する等の措置を講じている。以前は、この70haの農地を50の経営体が所有し、一経営体当たり1ha程度の経営規模だった。ここに耕地整理事業を入れ、70haの農地を州により買い上げた。現在は、州から6つの農業経営体に農地の管理を委託し、自然保護的な農地の管理を行ってもらっている。

(日本では例外的な場合を除き、自治体が農地を持つことが出来ないが、NRW州で農地を持つことができるのか)

ドイツでは、州、郡、市町村などの自治体が農地を持つことが出来る。ザウアーラント地域だけで、440haの農地を州がもっている。「契約自然保護」に取り組んでいる農地は、州が所有地であることが多い。

(生物多様性の観点から農地の管理をしているのは分かるが、営農の観点から草地としての利用はなされているのか)

この辺りの大部分の農地は、牧草地として利用されている。一部、栄養価が高くないところは、牧草を刈らないままでおき、その後、羊を放牧するということもある。草を刈る、刈らないという輪作的な利用をしているところもある。

(この周辺の農地で「農業環境施策」の対象となっているところはないのか)

70haは、「契約自然保護」の対象となっているので、「農業環境施策」の対象となっていないが、周辺の農地では、「農業環境施策」の対象となっているものもある。

ブラウンケルフェン
(和名:ピタキ)という鳥
の保護のため、草刈り
の時期等を調整。

※通常、6月
半ばに草を
刈り取るが、
ブラウンケルフェン
の産卵にあ
わせて7月半
ばに調整。



背の高い草の生えている
ところで、鳥が卵を産む。
こういうところに生えてい
る草は、いったん切っても
根や種子が残っていてまた
生えてくる。ローテーショ
ンで休耕地利用などをして
いることが多い。

ヘルプストツァイトローゼ
(和名イヌサフラン)
という花。
草刈りを行わない
とはえてこない。
ただし、毒がある。



ヘルプストツァイトローゼ
(和名イヌサフラン)は、
草刈り後に生えてくる。毒
があるため、子牛だけで放
牧している場合などは、危
険。

モグラの活動
跡



「契約自然保護」の対象
農地にモグラの活動跡があ
ったが、これも、鳥の生息
を確保する観点から、鳥が
巣を作る前にきれいに均平
する義務が農家にある。

バイオロギッシュスタチオンは、河川の近自然化などにも取り組んでいる。

かつて、畑に水をかけミネラル分を補給する目的で、河川に2 mの落差工が設置されて
いたが、畑の肥料分は別途措置出来るようになったため、生物多様性の観点からこれを撤
去し、50 mのなだらかな流路を確保することとした。

こういう河川の近自然化は、「契約自然保護」や「農業環境施策」と比べて多額の費用
がかかるため、EUのLIFEプロジェクトという事業で行うこととした。これは、EU
が50%、州が50%の出資で実施している。

ライフプロ
ジェクトは、
EU50%、
州50%の
負担。

市町村管
理の川であ
るが、財政
上の理由
からEU・州
の事業とし
て実施。



この河川は、市町村管理となっ
ており、財政上の理由からEU・州
の事業として実施した。

ホーホザウアーラント郡では、3
つの河川でこの事業に取り組んで
おり、150万ユーロの予算が計
上されている。

4 K U L A Pに関するまとめ

(1) N R W州の農業構造について

N R W州の農地面積は1 5 3 万 h a。うち約 7 割が畑、約 3 割が草地である。主な畑作物は、穀物、根菜類、ジャガイモ、てんさい、トウモロコシ等であり、主な畜産物は、肉牛、酪農、肥育豚、繁殖豚等である。N R W州の農業の特徴として、小規模な野菜づくり、豚と牛肉の生産が盛んである。

(2) K U L A Pの概要

N R W州の農耕景観プログラム K U L A P (Kulturlandschaftsprogramm) には、「農業環境施策」(Agrarumweltmaßnahmen) と「契約自然保護」(Vertragsnaturschutz) という 2 つの助成措置がある。どちらも、農地を対象とした農家に対する直接支払制度であるが、「農業環境施策」が、粗放的で環境に負荷を与えない農産物の生産方法を導入、維持するように促すものであるのに対して、「契約自然保護」は、自然保護の観点から指定された土地を適切な利用で保全するように促すものである。

また、K U L A Pの助成については、E Uが 5 0 %を負担するほか、助成措置の内容により、連邦政府、州が残額を負担する。「契約自然保護」については、E U・州の負担の他、郡又は都市の負担もある。

K U L A Pの助成面積は、1 9 9 5 年は 4 万 h aであったが、2 0 0 4 年には 2 9 万 h aと 1 0 年間で約 7 倍に伸びている。これは州の農地面積の約 2 0 %に該当し、州の 1 / 4 の農家が参加している。K U L A Pの助成実績は、5 , 3 0 0 万ユーロ (約 7 5 億円) (2 0 0 0 年) となっている。

(3) K U L A P導入の経緯

N R W州では、8 0 年代に農業環境政策として小さなプログラムが州独自にあった。8 0 年代後半、そのプログラムに一定の強化がなされてきたが、法的なしっかりとした枠組みが出来たのは、1 9 9 2 年に E U の「環境を保全し農耕景観を維持するように計画された農業生産方法に関する規則」N o . 2 0 7 8 / 9 2 を契機としている。この政令に基づいて、1 9 9 3 年、N R W 州 の 農 耕 景 観 プ ロ グ ラ ム K U L A P (Kulturlandschaftsprogramm) が導入された。

南ドイツの 2 州 (B W 州、バイエルン州) が農地面積の大半が農業環境施策の対象となっているのに対して、N R W 州での実施率が 2 0 % と低いのは、以下の 3 点が主な理由。

N R W 州の農業形態 (豚飼育と小規模な野菜生産が盛ん) が、そもそも農業環境施策になじみにくいこと

「適切な農法」について、N R W 州として高い義務づけを設定していること

そもそも、南ドイツの 2 州に比べて N R W 州の財政力が豊かでないこと

(4) K U L A P の運用主体について

農業の構造改革に関する「農業環境施策」は連邦の所掌範囲であるが、「契約自然保護」は、州の管轄であり連邦の所掌外である。

また、K U L A P の運用主体は、「農業環境施策」と「契約自然保護」によって異なる。「農業環境施策」の運用は、州の農業会議所 (Landwirtschaftskammer) で行っている。農業会議所は、州の農業行政の基礎的部分、農業経営者に対する助言サービス、農業者教育等を行っており、日本で言えば、農業改良普及所の役割と似ている。一方、「契約自然保護」の運用は、郡レベルのバイオロギッシュスタチオン (Biologische Station) が行っている。バイオロギッシュスタチオンは、N R W 州独自の組織であり、郡単位で 4 0 の事務所がある。一種の N P O、N G O のような組織で、民間の組織ではあるが「契約自然保護」の業務も請け負っている。この組織が出来たのは、自然保護に関する行政と民間のきれつをなくすためである。

(5) クロスコンプライアンスとモジュレーションについて

クロスコンプライアンスについて

クロスコンプライアンスは、農業環境施策等の助成措置を講じる代わりに、農業経営者にも環境面など一定の基準以上の農業の実施を義務づけるもの。N R W 州では、K U L A P の導入に当たって、E U から示されている「適切な農法」(Gute Fachliche Praxis) 以上の水準以上の農業の実施を農業経営者に課しているが、これは、N R W 州では予算が限られているために、支援する分野に限定をかけたもの。ただ、近年、K U L A P のプログラムを見直し、支援の対象を拡大してきている。

モジュレーションについて

モジュレーションは、E U の価格・所得政策における直接支払いを強制的に削減し、第 2 の柱にその予算を振り替える施策である。ドイツ連邦のモジュレーションでは、2 0 0 3 年より、(価格・所得政策による) 直接支払いを 1 0 , 0 0 0 ユーロ以上受けている経営体を対象として、直接支払いの 2 % を控除し、第 2 の柱に振り向ける財源とする。ただ、このモジュレーションは州の反対にあいながら連邦が主導し強行した経緯がある。このため、モジュレーションの枠組みにより創設した 3 つの助成措置 (多様な輪作、個々の土地対象の草地の粗放化、乳牛による放牧地の管理) について、2 0 0 3 年、2 0 0 4 年の 2 年間、連邦が 1 0 % 助成率の嵩上げ措置を講じている。

(6) 条件不利地対策と K U L A P の関係について

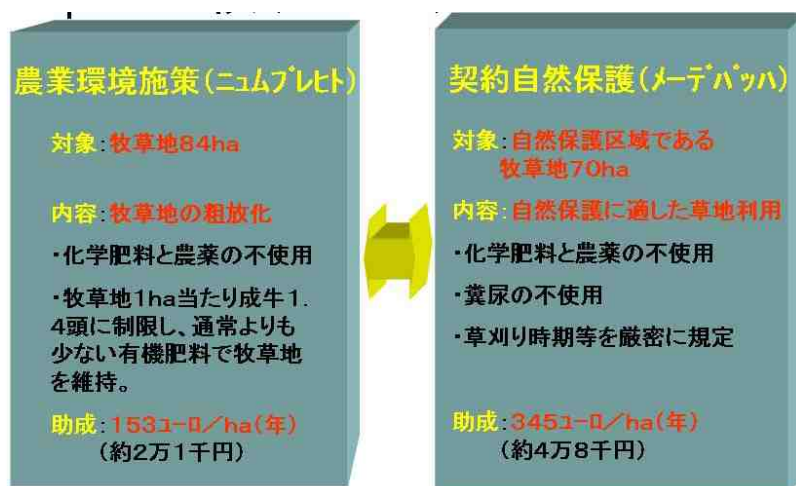
条件不利対策は、主に州の南部の山岳地帯で実施されている。条件不利地は、農業の生産性が傾斜などにより不利な地域、土地に栄養が少なく生産性が悪い土地、が指定されている。こういった条件の不利な地域で農業を維持してもらうことを目的として、州で 7 8 0 0 の農業経営体に対して助成金を交付している。

このうち、7割程度の農業経営体でK U L A Pと条件不利地対策の助成金を二重でもらっている。ただ、特別な地域に二重で助成金を支払うことについては、常に批判がある。このため、常に助成の手続きについてチェックし、制度そのものについても固定化させず検討をすることとしている。

(7)「農業環境施策」と「契約自然保護」の比較

K U L A Pの2つの施策のうち、「農業環境施策」については、普通の農地を対象とした施策であり、例えば、調査したリンデンベルク農場では、1ha当たり成牛1.4頭に制限し、通常よりも少ない有機肥料で草地を維持することとしていた。

一方、「契約自然保護」は、自然保護上価値のある特別な農地を対象としており、農地に生息する鳥類の生態にあわせて草刈りの時期を調整するなど、「農業環境施策」よりも厳しい義務が課される。その代わり、農家への直接支払いの助成額は多くなっている。



LEADER+（リーダープラス）について

1 LEADER+について

1) LEADERの概略

LEADERとは、フランス語の Liaison Entre Actions de Developpement de L' Economie Rurale の略語で、「農村経済発展の活動の連携」という意味。LEADER事業は、EUのCAP改革の一環として1992年からEUの共同体事業（Community Initiative）として実施されている。

LEADER（1992年～94年の3カ年）、LEADER（1994～99年の6カ年）の2期にわたる実験事業を経て、アジェンダ2000の一環として、現在、2000年から2006年までの7カ年事業として、LEADER+（リーダープラス）事業が実施されている。LEADERは、分権的、他部門・総合的、ボトムアップ方式による地域活動グループ主体の実験として始められている。実施中の第3世代の事業は、内容を補強しつつ、それまでの地域政策的限定をはずしてEU全域への展開を図ることとしたので、単なる延長の とせず、質的な区切りを表して“+”をつけてLEADER+とされた。

LEADER事業は、 Liaison Entre Actions de Developpement de L'Economie Rurale (農村経済発展のための活動の連携) の頭文字をとったもので、EUのCAP改革の一環として1992年からEUの共同体事業（Community Initiative）として実施されている農村振興のための助成事業。LEADER I、LEADER IIの後継事業として2000年よりLEADER+事業が実施されている。			
事業名	期間	予算	地区数
LEADER I	1992～1994	4億42百万ユーロ	217地区 (うち独国13地区)
LEADER II	1994～1999	14億 ユーロ	850地区 (うち独国 ? 地区)
LEADER+	2000～2006	20億2千万ユーロ (うち独国2億5千万ユーロ)	938地区 (うち独国154地区)

2) LEADER+の分類

LEADER+は、主として次の3つの「アクション」に分類される。

アクション1「個別の農村地域事業への助成」

アクション1は、行政機関、NGO・NPO等の市民団体、地域住民などから構成される地域活動グループ（Local Action Group：LAG）が企画実行するプロジェクトにEUが助成を行うもの。LEADER+の予算の約88%を占める。LAGは、行政から独立した会社又は協同組合であり、LEADER+のガイドラインに基づき、公

開手続きにより選ばれる。地域住民が活動の主体となることを目指すため、L A Gの理事会は、公務員（国家・地方）以外のメンバーを50%以上含まなければならない。また、地元の意見がより反映されやすいものとするため、L A Gが管轄する地域の人口規模を1万人以上かつ10万人以下、人口密度は最大で約120人/平方kmに制限している。

助成対象となる事業の内容は、地元住民と旅行者の交流活動を含むグリーン・ツーリズムや持続可能な観光業の発展に資するプロジェクト、農産物に付加価値をつけるような取組・販売促進、刺繍・彫金・ガラス工芸、地場産業の振興、人材育成や各種職業訓練を含む、アグリビジネス・商業、観光業の事例が多く見られる。

予算額の枠内で助成を行うことから、助成を希望するすべてのグループに対して助成出来るわけではない。このため、各加盟国内のL E A D E R +を担当する事務局は、助成を希望する地域活動グループの中から、いくつかを選定しなければならない。地域活動グループは、競い合ってより優れた事業計画を提出して助成を申請し、選ばれたグループのみがその助成金を獲得出来るという仕組みになっている。また、助成を受けたグループは、事業を実施するだけでなく、事業成果の評価・データ分析等を行い、事務局や欧州委員会に報告書等を提出する義務を負っている。

アクション2「農村地域間の協力の支援」

アクション2は、アクション1で認定された地域グループが、同じ国内の他の地域活動グループと協力活動を行う場合（地域間協力）や、他の加盟国やEU非加盟国と協力活動を行う場合（複数国間協力）に、地域活動グループに対して助成するものである。具体的には、地域活動グループ間の協同プロジェクトや、協力のための技術支援にかかる費用に対して助成される。L E A D E R +全体の約10%の予算額を占める。

アクション3「ネットワーク化」

アクション3は、EU内の全農村地域のネットワーク化に対して助成するものである。予算額は、L E A D E R +全体の約1.4%を占める。農村地域の振興に関わりのある、L A Gを含む全ての団体・行政間の協力、情報交換を促進する活動を支援するものである。具体的には、成功例・失敗例などの情報、ノウハウや技術、経験等をEU全体で共有するためのネットワーク作りを支援する。

3) L E A D E R +の特徴

L E A D E R +のL A Gが選定される基準として、以下のような項目に配慮することとされている。その他、経営上採算がとれることや環境への配慮も求められている。特に、トップダウンでなく下からの積み上げによるボトムアップ方式をとっているのは、大きな特徴と考えていいだろう。

パートナーシップ

事業を発案・実施する L A G は、農村住民の提携関係に基づいて、住民の代表者によって設立・運営されなければならない。

地域立脚型

プロジェクトが、同じ歴史や慣習、アイデンティティといった社会的な一体性を有する単位で実施されるべきであり、地域の意見を集約し、出来るだけプロジェクトに反映されることが求められている。

革新性

革新性とは、従来の行政サイドからはリスクが大きいと敬遠されていたようなプロジェクトを積極的に支援していくということである。このことにより、潜在的な地元リーダーや斬新なアイデアを発掘したいとしている。より具体的に言うと、

- (ア) 地元地域の特徴を具体化するような新しい商品やサービスの開発
 - (イ) 地域の人的資源、天然資源や資金を相互に結びつけるような取組
 - (ウ) 伝統的に分断され、協力関係が希薄だった産業部門間の連携を促すもの
 - (エ) 意志決定過程やプロジェクト実施における地元住民の参加や協力について独自の方法を有するもの
- 等が挙げられる。

ボトムアップ

地域社会の総意や協力を、最大限に尊重し、トップダウンでなく下から積み上げるボトムアップの方式でなければならない。

地域間・越国境的協力

行政区域や国境を越える農村プロジェクトを支援する。E U加盟国の区域や国境のみならずヨーロッパを超え、国際的な提携をも想定している。

2 L E A D E R + 「南黒い森地区」について

BW州では、L E A D E R + を 5 地区実施しており、フライブルク周辺の「黒い森」の南部で行われているのが「南黒い森地区」(Südschwarzwald 地区) である。



BW州のフライブルク周辺で実施されている「南黒い森」地区を調査。

1) 「南黒い森地区」の概要

事業地区

5郡42市町村で構成される地域面積1427km²、人口約10万人

事業の目的

「生活、仕事、休暇」という3つのタイプの目的の下、地区全体の経済発展を推進する。

プロジェクト

ア) 投資プロジェクト 10地区

イ) 調査プロジェクト 8案件

助成措置

2002～2006年まで、約400万ユーロ(約6億円)の分配が予定されている。
(BW州全体では、2000万ユーロ) EUが半額を助成。

「南黒い森」地区について



1 事業地区

5郡42市町村で構成される地域
面積1427km²、人口約10万人

2 事業の目的

「生活、仕事、休暇」という3つのタイプの目的の下、地区全体の経済発展を推進する。

3 プロジェクト

(1) 投資プロジェクト 10地区

(2) 研究プロジェクト 8案件

4 助成措置 ← 要確認

2002～2006まで、約400万ユーロ(約6億円)の分配が予定されている。
(BW州全体で2千万ユーロ(約28億円)。EUが約半額を助成)

3 「南黒い森地区」現地調査について

10月13日、14日、以下の行程でLEADER+の実施箇所等の調査を行った。

10月13日

白いモミの木ホール(ザンクトメルゲン)

スキー博物館(ヒンターツアルテン)

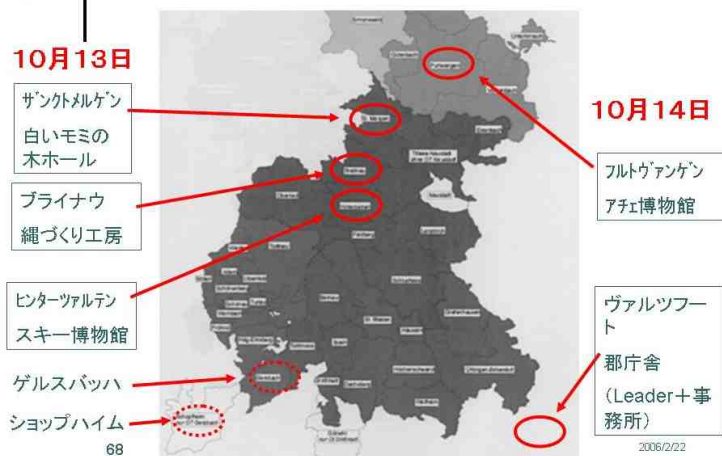
縄づくり工房(ブライナウ)

10月14日

LEADER+事務局(ヴァルツフト郡事務所)

アチェ博物館(フルトヴァンゲン)

10月13, 14日「南黒い森」地区視察箇所



(1) 白いモミの木ホール (ザンクトメルゲン)

1 ヒアリング日時 2005年10月13日 10:00~13:00

2 場所 白いモミの木ホール現地他 (ザンクトメルゲン)

3 出席者 国土交通省 鎌田、田中、通訳 池田

ザンクトメルゲン村長 Josef Waldvogel

4 ヒアリング概要

白いモミの木ホールは、LEADER+の助成を受け、造成した。このホールは、天気に関係なく、馬の展示会、つまり、馬の売買やコンクール等を行うために作った。他に、土を盛ってマウンテンバイクの競技や牛の品評会を行うこともある。

このホールは、幅が50m、馬が走る空間が、 $40\text{m} \times 20\text{m} = 800\text{m}^2$ ある。また、柵が地面から180cm、観客席が90cmとなっている。これらは、ドイツの法律で基準が決められている。

この建造物の造成費は、34万ユーロ。簡単な構造なので、それぐらいで済んでいる。

白いモミの木ホールは、黒い森の地場産のモミの木を使用。

44万ユーロ(約6千万円)の総工費。うち、EU 50%、市町村25%、地元のボランティア25%。



このうち、LEADER+の助成は24万ユーロ。残り10万ユーロは、自治体で負担した。34万ユーロの他に、市民のボランティアの作業がお金に換算すると、10万ユーロかかっている。市民ボランティアを考慮に入れた場合、E

U・州による助成率は、50%、市民ボランティアの労務を考慮しなければ、助成率70%となる。

モミの木ホール
の内部。馬の
展示会に使用。



屋根の梁（はり）の一番長い部分が25mある。雪の重みがあるので、普通の建築物であれば、真ん中に柱を立てるところだが、このホールでは（柱を真ん中に立てず）黒い森の伝統的な工法により頑丈に作っている。

2006 このホールの原料は、モミ

の木。モミの木は、「黒い森」に昔から生えている樹種であるが、針葉樹のトウヒを中心とする大規模植林により、少なくなってしまった。地元産のモミの木の利用促進のため、

このホールは、すべてモミの木で出来ている。

右上の「SV」は、
スポーツ協会
(Sportverein)

の略称。

こちら側の施設
は、LEADER+
の補助対象にな
らないため、EU
の補助は受けて
いない。



シャワー等の設備のあるスポーツ施設部分は、LEADER+の助成を受けていない。スポーツ協会が独自に自分たちでお金を出して造成した。自治体としては木で造成

して欲しかったが、スポーツ協会の意向でコンクリートにより造成することになった。

また、この施設は、「黒い森」にある家の特徴として、屋根を非常に大きくしている。屋根を大きくすることによって、壁面を少なくし、風害や雪害によって壁が傷むのを防いでいる。

（LEADER+に取り組んだ動機について）

このホールの建設に取り組んだ目的は、主に2つある。

この村は、農業が盛んな農業中心の村である。農産物である馬とか牛を、天気に関係なくマーケットに出すためにこういうホールが必要であり、そういう目的でこのホールを建てた。また、ザンクトメルゲンには「黒い森の狐」という有名な馬がいる。この馬は、以前、農耕馬として使われていたが、農業機械が発達して必要性が薄くなっ

また、この地方に豊富な木材を活用することも、目的のひとつだった。こういう大きな建物に木を使うことについては、構造上の問題等指摘されることもあるが、我々としては、木でも大丈夫であることを証明したかった。昔ながらの簡単な工法で、こう


 Gemeinde Willingen
 Landratsamt Hochsauerlandkreis

**Neubau einer Multifunktionshalle
 (Weißtanzenhalle)**




Bauphase: Oktober 2004
 Fertigstellung: Mai 2005

Bauplan: Krause & Wittenberg (Architekten)
 Technische Zeichnungen: Krause & Wittenberg (TGA)

Planung: Willi Krause, Willingener Straße 1,
 57664 Fredeburg, Telefon: 0521 91037

Bauführer: Prof. Dr. Ingrid von der Brunn, Bauleitung: 0521 91037
 0521 91037, Telefon: 0521 91037


LEADER+
 Weltenwunder Hochsauerland


Krause & Wittenberg


 unterstützt durch das Europäische Landwirtschaftsfonds (LEADER) und
 fördert die Entwicklung der ländlichen Räume

11

(LEADER+の革新性という特徴についての適用について)

LEADER+の基準として、「革新性」がある。このホ

(スポーツ協会の造成した部分が L E A D E R + の対象とならなかったのは何故か)

(LEADER+に取り組んだメリットは何か)

(LEADER+の助成が決定された経緯について)

(LEADER+に取り組んで問題点等はなかったか)

- 56 -

小さな村で大きなプロジェクトを引っ張っていくのは、大変だった。

また、隣のザンクトペーターという同じ規模の村は、LEADER+の対象となっていない。LEADER+の対象範囲の線引きは、課題がある。

(ローカルアクショングループに地域の代表者は参加しているのか)

村長自身がグループのメンバーとなっている。

(ザンクトメルゲンの人口、面積等について)

ザンクトメルゲンは、人口2000人、3400ha。50%が森林、50%が農地である。90軒の農家があり、そのうち専業は30軒。1980年から農家の数は変わらないが、専業は60軒あった。兼業農家は、近くの製材工場、時計工場に勤めに出たりしている。農家民宿を営んでいるところもある。ほとんどの農家は、BW州の農業環境施策であるMEKAの助成金を受けている。

(農地が森林に戻ることにについて)

黒い森の北部では、80%が森林、20%が農地であるが、最近、農業が衰退し、草地面積が減って森林面積が増え、問題になっている。

農地を森林に戻すことによるデメリットは大きいと考えている。そう考える理由は、以下の4つである。

生活環境

住民にとって家の周りが森林だとじめじめして生活環境上快適でなくなる

景観

農地のオープンなスペースによる景観が損なわれ観光上も問題となる

文化遺産

1000年以上の歴史をもつ農地は文化遺産としても価値がある

生物多様性

農地であることにより維持されている

生態系がなくなってしまうのは問題で

あること

以上

(ザンクトメルゲン村長室にて)



(2) スキー博物館 (ヒンターツアルテン)

1 ヒアリング日時 2005年10月13日 14:00 ~ 15:00

2 場所 スキー博物館 (ヒンターツアルテン)

3 出席者 国土交通省 鎌田、田中、通訳 池田

ヒンターツアルテン村役場 Fraus Kleiser 氏

建築家 Theo Gremmelspacher 氏

4 ヒアリング概要

ヒンターツアルテンは、観光の町であり、農業も大きな柱となっている。このスキー博物館は、観光業の一環として、営業している。天気がいいと観光客はハイキングをするが、天気が悪いときには、このスキー博物館に来る。ここでは、この地域の2世紀にわたるスキーの歴史を展示している。

ヒンターツアルテンの
スキー博物館。

ヒンターツアルテンは、
南黒い森の観光の拠点
的都市。天気の悪い日
に観光客に訪れてもら
うために市がEUに申
請。



この博物館は、1997年、地元出身のゲオルクトーマというオリンピックで金メダルをとった有名なスキー選手を記念して、建てられた。ただ、手狭だったので、拡張工事をしようという話になり、LEADER+の助成金を活用することになった2004年にLEADER+

の助成を受けることが決定し、2005年の6月から拡張工事をはじめている。

この工事費の内訳は、建物に50万7千ユーロ、内装に6万ユーロ、合計56万7千ユーロである。他に博物館の構想を実現するのに12万ユーロかかるので、最終的には68万7千ユーロかかる。

昔の農家小屋を
改築して、スキー
博物館を建設。
スキー博物館の
補助は、
50% EU
20% BW州
30%地元とのこ
と



LEADER+の助成は、工事費56万7千ユーロに対して、70%の助成(39万6900ユーロ)ができる。70%のうち50%がEU、20%が州の助成である。

残りの30%にあたる11万ユーロと、博物館構想実現のための12万ユーロ、合計29万ユーロについては、促進協会の自己資金で調達す

ることとしている。ただ、現在手元にあるのは、7万ユーロなので、残りの22万ユーロは、出資者を探している。

（LEADER+の革新性について）

近隣の小さな村にそれぞれ博物館をつくるのではなく、ヒンターツアルテンにスキー博物館を設置することによって、その機能を集中させることにより、革新性をもたせている。

（ネットワークの形成について）

スイスのバーゼルやドイツ国内のスキー博物館との交流はあるが、EUのプログラムとしてのネットワーク形成は行っていない。

市職員のクライザー氏と、建築家のグレルスパーヒャー氏。

2世紀に及ぶスキーの歴史を展示。有名なゲオルク・トーマに関することもここに展示されている。



（LAGについて）

LAGのメンバーとして、村長のエッカー氏が参加している。

（LEADER+に取り組んだメリット）

やはり、よい条件での助成金が魅力だった。他にも助成

金プログラムはあったが、70%もの高い助成をくれるプログラムは、たぶんLEADER+だけだろう。この助成がなければ、これだけのことは実現出来なかった。

（LEADER+の課題）

審査や書類作りが大変だった。また、設計したものが建築基準に見合うかどうかということや、LEADER+の目的、コンセプトにあっているかどうかについて、許可が下りるまで不安だった。

9ページの申請書を書くのに2日間を要し、市長がLAGでこのプロジェクトをやりたいとプレゼンテーションを行い、最終的に2004年に許可が下りた。

維持管理は、民間の促進協会が受け持つ。

LEADER+に取り組んだメリットは、金銭的補助。申請書類の準備が大変だったとのこと。



（スキー博物館の維持管理について）

維持管理は、促進協会ではなく自治体が行っている。入場料はとっているが、維持費を全部まかなうのは難しい。赤字は促進協会から補てんしている。

（ヒンターツアルテン村について）

人口は2500人。農家は7軒しかない。そのうち専業は1軒だけである。

（促進協会について）

促進協会は、このプロジェクトになるべくたくさんのお金を集めて、拡張工事を円滑に行うことを目的につくられた。120人から130人の民間人が入っている。普通の市民や技術者、観光業者、地元の会社などが入っている。会費もあるが、それほど高くはない。その他地元の企業から寄付金も集めている。この博物館を管理しているのは自治体であるが、促進協会の設立趣旨として、博物館の活動に市民に参加してもらい、博物館に興味・愛着をもってもらおうという役割を果たすことがある。

以上

(3) 縄づくり工房 (ブライナウ)

1 ヒアリング日時 2005年10月13日 15:00 ~ 16:00

2 場所 縄づくり工房 (ブライナウ)

3 出席者 国土交通省 鎌田、田中、通訳 池田

建築家 Theo Gremmelspacher 氏

4 ヒアリング概要

この地方では、農家が冬期間、手作業で縄づくりを行ってきた。機械化が進んで、すたれてしまったが、縄づくりは、残していく必要のある伝統的な技術。縄の原料は麻類で、縄は、動物の首縄や教会の鐘のための縄などに使われてきた。

この縄作り工房は、こういった縄づくりの伝統を保存し、継承していくために L E A D E R + の助成を受け、建設した。

ブライナウの
縄づくり工房。

縄づくりの伝
統を継承する
ため、地元の
促進協会が申
請。

50%がEUの
補助。残りは、
促進協会。



このプロジェク
トは、130人の
会員を擁する市民
協会が主体となっ
て進めてきた。こ
の市民協会には、
自治体や郡も参加
している。

L E A D E R + に
ついては、E U か
ら 5 0 % の助成が

出ている。残りの 5 0 % については、市民協会とは別に促進協会をつくり、各方面から出資を募っている。この工房の建設費は、20万8千ユーロであるので、その半分10万ユーロがEUからの助成である。

この付近で使われなくなった機械をここに持ってきて、子どもや若者に縄づくりの技術を教える拠点としても活用している。観光客に縄づくりを体験してもらうプログラムも行っている。ただし、この場合、予約が必要。

そのほか、この工房の近隣で川の水力を利用した、粉ひきのための水車小屋の建設プロジェクトも進めている。

(L E A D E R + の革新性について)

市民協会自らのイニシアティブで今では使われなくなった古い技術を維持すること、経済のルールではのせられない技術を市民が主体となって維持しようということが、このプロジェクトの革新性と位置づけている。

(L E A D E R + のネットワークについて)

フランスの大西洋の海岸沿いにある地域の L E A D E R + と交流がある。ここでは、縄づくり工房と同様に水車小屋や工場を復活させようとしている。14世紀のものでかなり価値の高いもので、測量等を行っている段階。この地域から技術者がフランスに出向いて

協力する、人的交流を行っている。

この地域では、動物の首縄や協会の鐘に使う縄づくりが伝統的に行われていた。



(L A G のメンバーに関係者が入っているのか)

L A G には、このプロジェクトの関係者はいない。

(維持管理の費用はどのようにしているのか)

維持管理は、市民協会が行っている。ただし、市町村から、市民協会に3,000ユーロ交付されていたが、財政難のため2,000ユーロに減額されてしまった。

以上

(4) アチェ博物館 (フルトヴァンゲン)

1 ヒアリング日時 10月14日 14:00～15:00

2 場所 アチェ博物館 (フルトヴァンゲン)

3 出席者 国土交通省 鎌田、田中、通訳 池田

アチェ博物館 Elle schön 女史

4 ヒアリング概要

Arche(箱船)博物館は、訪問日の翌日にオープン予定。



アチェ (箱船) 博物館は、250年前に建てられた歴史的建築物 (昔は農家として、また民宿として使用されていた) を改築し、博物館としてオープンするもの。

博物館のオープン

を翌日に控えている中で、ヒアリングを行った。

総事業費は、28万ユーロ。EU50%、市町村25%、地元の市民協会25%。運営はボランティアベースの市民協会が行う。

この家の持ち主だったおばあさんは、子どもがおらず、この家を博物館にしてほしいと

いう遺言を残して亡くなった。

昔ながらの農家の生活や50年前の民宿の状況などを、ボランティアベースで再現。

アチェ博物館を案内して頂いたエルケ女史。

50年間放置されていた歴史的建物 (昔は農家として、また民宿として使用されていた) を改築し、博物館としてオープン。



この博物館は、地域のボランティアによって支えられており、LEADER+の助成がなければ、実現出来なかったと思う。

以上

(5) L E A D E R + 事務局ヒアリング (ヴァルツフト郡庁舎)

1 ヒアリング日時 2005年10月14日 10:00~12:00

2 場所 ヴァルツフト郡庁舎 (ヴァルツフト・ティーンゲン市)

3 出席者 国土交通省 鎌田、田中、通訳 池田

ヴァルツフト郡 郡長 Dr.Bernhard Wütz

南西部経済振興課 Kai Müller 氏

L E A D E R + 事務局 Reinhard Metsch 氏

4 ヒアリング概要

ヴァルツフト郡は、
B W州の9つある郡・都
市のひとつで、人口16
万7千人、32の市町村
を有している。面積は、
11万3千haで、森林
面積はその50%、農地
面積はその40%を占め
る。

10月14日午前、
LEADER+南黒
い森地区の事務
局があるヴァルツ
フト郡庁舎を訪
問。



郡は、自治体としての役割と州の下級行政官庁としての役割の両方を果たしており、郡長のビュッツ博士は、群議会の互選によって選ばれている。LEADER+「南黒い森地区」の事務局は、郡庁舎内にある。郡庁舎には、農業局、森林局、自然保護局のほか様々な部局があり、1,000人の職員が働いている。

郡では、ELRという農村振興のプログラムを実施している。これは、民間の経済振興だけではなく、自治体の町おこし関係のプログラムも包含している。プログラムでは、農

ヴァルツフト郡の郡
長
ビュッツ博士(右)と
農村経済振興プロジェ
クトリーダー・ミュラー氏(左)。

郡では、Leader+の
事務局の他、ELRとい
う経済振興プログラム
やナチュールパークとい
う事業を展開。



業を助成の直接の対象とし
ておらず、農業については
別の助成金が用意されてい
る。

ELRには、年間150
万ユーロの金額が投入され
ており、EUからも50%
の助成が出ている。ELR

は郡の全地域が対象となるが、LEADER+は限られた地域が対象となる。

LEADER+では、2002年から2006年の間、BW州で2000万ユーロの投資がなされることになっている。

LEADER+「南黒い森地区」は、5郡42市町村で構成される地域面積1,427

km2、人口約10万人を対象として実施され、投資額は400万ユーロの予定である。助成の割合は、案件毎に異なり、EU・州で10%~70%、特に公共性の高いものについては、50%~70%の助成率となっている。

LEADER+の特徴であるローカルアクショングループ(LAG)については、地元のNPO代表他27人で構成されており、そのうち半分が民間人である。LEADER+では、ボトムアップのコンセプトを重視しており、地域自らが考えて、行政がサポートすることを基本としている。従来のように行政主導型ではない。

ただし、問題もある。「アイデアは民間から」というのが建前であるが、実際には、提案は行政側から出てくることが多い。理論と実際に乖離が生じているのは否めない。

「南黒い森地区」には、5つの郡にまたがる42の自治体が対象地域となっている。このプロジェクトには、次の2つの柱を含んでいる。

地域の持続可能性、観光業の推進

地域の発展、地域産物の発展や、地域の文化の育成

ヴァルツフト郡庁舎のシャイフェル氏とLeader+事務局のメチュ氏。

(左2人)

Leader+は、農村地域に補助金を入れて過疎化を防ぐ目的で導入。

ただ、問題は10万人以下という要件であり、「南黒い森」地区の設定に苦勞した。



LEADER+と似たようなプログラムとして、「ナチュラルパーク」というプログラムがある。これは、「自然保護」のカテゴリーのひとつ。景観保護を重点的に推進することをコンセプトにしつつも、美しい自

然の保護だけでなく地域の活性化も重要な目的としている。600万ユーロをかけ、道路標識や、ハイキング道路、マウンテンバイク場などの整備を行っている。約100の自治体が参加している。

ナチュラルパークは、州のプログラムであるが、実際にプログラムをコーディネートしているのは、ナチュラルパーク協会という団体である。

LEADER+とナチュラルパークを組み合わせるケースも多い。この地域は、うまく連携していることが多いと思う。ただ、EUのガイドライン等も厳しく運用されており、同じ案件に二重に助成するようなことはない。

(L E A D E R + に取り組むことになった経緯)

まず、背景にある状況として、農村地域は助成金がなければ、人口が衰退し過疎になってしまうという認識がある。そのため、助成金を導入し、活性化させていかなければならない。そういった状況の下、E Uの助成金制度を導入することとした。

前身事業であるL E A D E R が終了した際、B W州のいくつかの地域が申請を行うこととなった。地域を限定しコンセプトづくりをして申請するわけだが、問題となったのは、申請地域は10万人以下でなければならないという制約だった。このため、郡が中心となって、地域を限定した。

B W州で7つの地域が申請を出したが、2つが落とされ、結局、5つの地域が残った。「南黒い森地区」は、そのうちの一つ。

(「南黒い森地区」の個別案件の審査について)

L E A D E R +の個別案件については、事務局で公募をかけており、2005年中に申請してもらえばいいことになっている。ただし、申請の前の段階で、融資はしない。申請が行われると、L A Gで審査を行い、最終的に州で投資を行うか否か判断する。

実際には、次のようなステップを踏むことになる。

アイデアがL E A D E R +事務局に持ち込まれる

O Kの場合、次のステップへ。駄目な場合、事務局がバックアップする。

助成金が出せるか精査。特に、助成金の裏負担が出せるかどうか精査。

L A Gでの正式な審査。州で査定(E Uから州に実務は委託されている)

ただ、実態として、申請をしているプロジェクトがL E A D E R +の条件を満たしていれば、ほぼ審査はパスする。一番大きな問題は、市町村(Gemeinde)の財政難。当初、市町村が裏負担するはずだった案件が、市町村の財政難でうまくいっていないケースが多い。ヒンターツァルテンのスキー博物館やブライナウの縄づくり工房も、そのようなケースの一つ。

(L E A D E R + の評価について)

各L E A D E R +の事業体が自己評価を行うことが原則。また、外部から専門家を招き、州内の大学に中間評価をお願いしている。この評価が、次のプロジェクトに反映されることになる。

(ネットワーク事業について)

L E A D E R +間の協力事業であるネットワーク事業については、同じような背景やテーマも持っていることが基本になる。「南黒い森地区」では、縄づくり工房において、フランスとの協力事業を展開している。

(調査事業と投資事業について)

「南黒い森地区」では、調査事業 8 プロジェクト、投資事業 10 プロジェクトが実施されている。まず、調査事業があって、それを踏まえていくつかの企画に対して投資が行われるのが理想。

しかし、実際には、プランをつくるのみで実践出来ないことが多い。そのため、投資事業に重点を移してきている。そもそも、LEADER+ のコンセプトのひとつに「革新性」ということが挙げられており、失敗を恐れる必要はないという考えもある。実は、当初、目に見える成果をあげることの出来ない調査事業に重点を置いていたことについて、地元からの批判も強かった。

(LEADER+ で建設された施設の維持管理について)

LEADER+ で助成金を受けて建設された施設の維持管理をどうするかが、問題になっている。LEADER+ から維持管理費は出ない。

(ボランティアの活用について)

農村地域では、村の消防団など、ボランティア活動が盛んである。一方、都市部ではボランティア活動は盛んとは言えない。

郡の方針として、もっとボランティア活動を活発化させたいと考えている。その背景には、(郡) 政府の財政難がある。ただ、ボランティア活動をしている人は、第 3 者から言われたことについてはやる気をなくしてしまう面があり、いかにプロジェクトの目的とボランティアの目的を同一化させていくかが課題。

以上。

Leader+ の補助率は案件により 10 ~ 70 % である。

ただ、最近の課題は、市町村の財政難により裏負担が出来ない事例が増えていること。また、維持管理費も補助が出ないので課題。

ボランティア組織への支援も積極的に進めている。



4 LEADER+「南黒い森地区」に関するまとめ

LEADER+については、

10月10日、NRW州環境自然保護農業消費者保護省において、NRW州での取組の概略をヒアリングするとともに、

10月13日から14日にかけて、LEADER+「南黒い森地区」の事務局があるヴァルツフト郡政府へのヒアリング及び4箇所の実施箇所

について、調査した。以下、その成果に基づいて整理する。ただし、ヒアリングにより得た情報等も含まれており、今後、文献等による裏付け調査が課題である。

(1) LEADER+に取り組んだ経緯

LEADER+に取り組む背景として、農村地域は助成金がなければ人口が衰退し過疎になってしまうという認識がある。そのため、EUの助成金であるLEADER+を導入し、農村地域を活性化させていくこととしている。

NRW州とBW州のEUへの申請について

NRW州においては、農村振興の観点から、LEADER+について、EUに5地区を申請し3地区が採択された。また、BW州においても、7地区を申請し5地区が採択された。「南黒い森地区」は、BW州の5地区のうちのひとつ。この地区の申請には、州政府が大きな役割を果たしている。

「南黒い森地区」で調査した投資案件4地区について

今回調査した「南黒い森地区」の投資案件4地区に共通して言えるのは、もともとLEADER+のために案件形成された訳ではなく、市町村または市民協会などが必要と認めていた案件について、それに適した助成事業を採るなどした結果、LEADER+の助成を申請し認められたということである。たとえば、「白いモミの木ホール」については、ザンクトメルゲン村が主体となって馬や牛を展示するホールを必要としていたし、ヒンターツアルテンのスキー博物館では、博物館自体が手狭だったため拡張するための助成金を民間ベースで採っていた。

このように、地域の自治体や民間のボトムアップの取組に対する支援するというLEADER+の考えは貫かれていると言える。

(2) プロジェクトの推進体制(LAG)について

LEADER+の実施主体であるローカル・アクション・グループ(LAG)については、対象地域の行政機関、NGO・NPO等の市民団体、地域住民から構成され、かつ、LAGのメンバーが50%以上民間人でなければならないとされている。

「南黒い森地区」におけるLAGについても、LEADER+の対象地域(5郡42市町村)に居住する27人のメンバーにより構成され、半分が経済界などの民間団体の出身者である。調査した個別地区においても、ザンクトメルゲンのヴァルトフォーゲル

村長（白いモミの木ホール）や、ヒンターツアルテンのエッカー村長（スキー博物館）がLAGのメンバーであった。

このLAGについては、「南黒い森地区」の実施主体としての役割と、「南黒い森地区」の個別案件に係る審査機関としての役割という2つの性格を有しており、スキー博物館の拡張工事の申請に当たって、LAGのメンバーでもあるエッカー村長自身がLAGでプレゼンテーションを行い、認められたという経緯がある。

（３）プロジェクトの予算、助成率について

LEADER+「南黒い森地区」については、2002年から2006年の5年間で、約400万ユーロの分配が予定されており、現在、実施中（実施済み）の地区については、投資プロジェクトが10地区、調査プロジェクトが8案件となっている。

以下、現地調査を行った投資プロジェクト4地区について、投資額と助成割合について整理する。

プロジェクト名	投資額	助成割合等
白いモミの木ホール 1	34万ユーロ	EU・州 70%、市町村 30%
スキー博物館拡張 2	56万7千ユーロ	EU 50%、州 20%、促進協会 30%
縄づくり工房	20万8千ユーロ	EU 50%、促進協会 50%
アチェ博物館	28万ユーロ	EU 50%、市町村 25%、市民協会 25%

1 別に市民のボランティアの作業が金額換算で10万ユーロかかっている。

2 促進協会の負担分29万ユーロのうち調達出来ているのは7万ユーロであり、残り22万ユーロは、出資者を捜している。

BW州における助成金については、EU・州で10～70%、特に公共性の高いものについては、50～70%の助成率である。一方、NRW州でLEADER+を実施している3地区については、EU50%の助成残は、郡・市町村の出資となっており、州から助成は行われていない。これは、州の財政事情を反映したものと推察される。

なお、郡事務所でのヒアリングによると、スキー博物館と縄づくり工房の地元負担は、当初、市町村が全額負担する予定だったが、市町村の財政難のため、地元の市民や観光業者等で構成される促進協会が負担することになったとのことだった。ただ、スキー博物館の拡張工事では、促進協会の負担分29万ユーロのうち22万ユーロについて、出資者を捜している状況であり、裏負担が確保出来ている状況ではない。

日本の助成事業においても、裏負担が担保されず、事業の進捗に支障を生じるケースはよくあり、同様の問題が生じていると考えられる。

（４）LEADER+の特徴について

「革新性」について

LEADER+に取り組む要件のひとつに、「革新性」がある。これは、従来、行政サ

イドからはリスクが大きいと敬遠されていたようなプロジェクトを積極的に支援する性格を持ち、このことにより、潜在的な地元 L E A D E R + や斬新なアイデアを発掘することとしている。

アチェ博物館を除く 3 地区で聞き取りを行った結果は、以下の通りである。必ずしも斬新な目新しさをねらっている訳ではないことが分かる。

プロジェクト名	L E A D E R + の「革新性」(聞き取り)
白いモミの木ホール	200 年前からの建築様式を現代によみがえらせたこと
スキー博物館拡張	近隣の小さな村にそれぞれ博物館を作るのではなく、ヒンターツァルテンに博物館の機能を集中させたこと
縄づくり工房	経済のルールではのせられない、今では使われなくなった古い技術を、市民が主体となって維持しようとしていること

ネットワーク事業について

L E A D E R + の特徴のひとつに、行政区域や国境を越える農村プロジェクトを支援するネットワーク事業がある。

調査した 4 地区の中でネットワーク事業に取り組んでいたのは、ブライナウの縄づくり工房のみだった。フランスの大西洋の海岸沿いにおいて、水車小屋や工場を復活させようという L E A D E R + との交流であり、縄づくり工房の技術者がフランスに出向いて協力的な人的交流を行っている。

「ボトムアップ」について

L E A D E R + の特徴のひとつに、トップダウンでなく下から積み上げていく「ボトムアップ」の方式をとることとなっている。現地調査を行った投資 4 案件とも、L E A D E R + の助成金を獲得するため、地元の市町村長が L A G でプレゼンテーションを行うなど、ボトムアップ型の取組を進めていた。ただし、完全な民間ベースではなく、市町村が主体となって申請を行っているケースが多かった。

(5) L E A D E R + の調査事業と投資事業について

「南黒い森」地区では、調査事業 8 案件と、投資事業 10 地区が実施されている。調査事業があつて、それを踏まえて投資事業に移行していくのが理想であるが、実際には、必ずしも調査事業が投資事業に結びついているわけではない。このため、調査事業から投資事業に比重を移してきているとのことだった。

(6) L E A D E R + に取り組んだメリットについて

L E A D E R + に取り組んだメリットについて、ヒアリングを行った結果は、以下の通りである。4 地区とも、L E A D E R + の助成がなかったとしたら、事業に取り組むこと

は出来なかったとの意見だった。

プロジェクト名	LEADER+に取り組んだメリット
白いモミの木ホール	高い助成率とLEADER+の理念による動機づけ
スキー博物館拡張	高い助成率
縄づくり工房	高い助成率
アチェ博物館	高い助成率

(7) LEADER+の地区の規模について

LEADER+では、地元の意見がより反映されやすいものとするため、LAGが管轄する地域の人口規模を1万人以上かつ10万人以下、人口密度は最大で約120人/平方kmに制限している。

ただ、BW州の申請の際、大きな問題となったのは、申請地域が10万人以下でなければならないという制約だった。LEADER+の対象地域を絞り込むのが難しく、結局、州が主導して、線引きを行った。しかし、「南黒い森地区」のザンクトメルゲンの隣の村で、同じような規模のザンクトペーターがLEADER+の対象とならないなど、線引きの仕方には課題が残ったようである。

(8) LEADER+の課題

LEADER+の申請と審査について

LEADER+のデメリットについて事業地区で確認したところ、白いモミの木ホールとスキー博物館で、書類づくりの大変さを指摘された。分厚い申請書類をつくり、LAGにおいて審査されるのだが、LEADER+の目的にあっているか否か、許可されるまで不安だったとのことだった。

一方、郡事務所のヒアリングでは、実態として審査をしているプロジェクトが要件を満たしていればほぼ審査はパスするので、そのこと自体に大きな問題はないという認識だった。ただ、市町村の財政難等により、補助の裏負担が出せないケースの増加が大きな課題となっているとのことだった。

LEADER+関連の施設の維持管理について

LEADER+関連の施設の維持管理費は、補助の対象となっておらず、LEADER+で建設した施設の維持管理をどうするかが大きな課題となっている。スキー博物館では入場料はとっているが赤字は促進協会が補てんしている。縄づくり工房では、市町村の補助により市民協会が行っているが、市町村の財政難により、助成額が減額されてしまったとのことだった。

「わが村は美しく」(Unser dorf soll schöner werden)について

1 ドイツの「わが村は美しく」(Unser dorf soll schöner werden)について

(1)「わが村は美しく」の歴史

1961年、ドイツ連邦食料農林省によって、連邦レベルで「わが村は美しく」というコンクールが開始された。きっかけとなったのは、ドイツ造園協会の活動であった。造園協会では、自然とか文化といった資源の保護、村の緑化、景観の保全等、村の活性化を目標に掲げてこの運動をはじめた。この背景には、戦後の復興期に行われた復興事業においてもっぱら機能優先型の建物が建てられ、必要最低限のインフラ整備しか行われなかったことがある。このため、この当時のコンクールでは、主に農村をもっときれいに、緑化する、あるいは花で美しく飾るというところに重点が置かれた。そのため、当初は、「わが村は緑と花に」というサブタイトルが掲げられていた。

こうして始まった「わが村は美しく」コンクールであるが、時代の変化とともに、次第に経済的な発展や生態系に対する関心が高くなるとともに、市民の参加や自助努力などが重視されるようになった。外見的なものよりも生活の質を重視する観点から、現在、コンクールのサブタイトルは、「わが村には未来がある」となっている。

(2) 評価方式

現在、コンクールの指針として、以下のような評価分野が設定されている。

●発展コンセプト及び経済イニシアティブ	25%
●社会的及び文化的生活	20%
●建築物の形成と発展	20%
●緑の形成と発展	20%
●村落と形成	15%

(横断的評価)

エコロジー

経済的

全体的総合的な方向付け

それぞれの分野の右側のパーセンテージは、全体の評価の中でどの程度のウエートが置かれているかを示している。この他に、全領域に横断的に関わっているエコロジーの観点、経済的観点、総合的評価の3つの観点からの評価が、全体の評価分野にまたがって横断的に行われる。

たとえば、「エコロジー」の観点では、どの分野においても生態的な考え方が考慮されているかどうかを評価する。「建築物の形成と発展」の分野では、建築物の形成にエコロジーの観点から適切な建材が使われているか評価し、「社会的生活」の分野では、環境意識や環境教育といったものの有無に注目する。また、「緑の形成と発展」の分野では、地元に適した植物が使われているかという点を考慮する。

横断的評価の「経済的」という観点では、村の構造、あるいは財政的な枠組みといったものが考慮される。また、同じく横断的評価の「総合的な評価」では、プレゼンテーションの仕方や、村落の開発が住民やその地方の実際の要求にマッチしているかということが評価の対象となる。

(3) コンクールの実施方法

コンクールの参加資格は、人口 3 0 0 0 人未満の市町村、又は市町村の一部に参加資格がある。ただし、公認の保養地は除外される。

連邦のコンクールは、3 年に一度開催されている。その構成は 3 段階に分けられる。

郡（州をいくつかに分けたレベルを含む）レベルでのコンクール

州レベルのコンクール

連邦レベルのコンクール

郡、州レベルのコンクールをそれぞれ勝ち抜いた、約 4 0 の村落が連邦レベルのコンクールへの参加資格を得る。郡レベルからのコンクール参加村落は、約 5 , 0 0 0 で推移している。連邦コンクールの審査委員会は、9 名の専門家から構成されており、連邦消費者保護食料農業省が招集する。審査委員会は、通常 4 ~ 5 週間かけて、連邦コンクールに参加した各村落を現地調査する。

連邦コンクールの評価は、(2) の 5 分野、3 横断評価よりも、さらに細かい細目に分けたスコアカードに基づいて行われる。また、評価は一定期間をおいてさらにもう一度見直しを行うということもしている。

連邦コンクールでは、参加村落に例外なく、金、銀、銅いずれかのメダルが授与される。連邦レベルの審査結果が出たあと、受賞者をたたえる式典が行われ、連邦消費者保護食料・農業省の大臣からメダルと賞状が送られる。ただし、賞金は出ない。

参加団体数の経緯

	1991	1995	1998	2001	2004
連邦	5216	5308	5529	5191	4807
NRW州	1343	1252	1213	1153	1090
BW州	439	205	558	420	188

○2004年の表彰団体数

連邦36, NRW州6, BW州2

(4) 「わが村は美しく」コンクールが果たしている役割について

「わが村は美しく」コンクールが果たしている役割について、ドイツ連邦消費者保護食料農業省参事官のブリギッテ・ロッゲンドルフ女史は次のようにコメントしている。

ドイツの農村コンクール「わが村は美しくーわが村には未来があるー」は、これまで立派にその役割を果たしてきた。村落の住民は、熱心に、積極的にこのコンクールに参加してきた。このコンクールを通じて、村落の中には非常に大きな行動のうねりが出てきている。人々は、村落のよさを見直すようになってきている。みんなが力をあわせることが非常に重要だという認識が出てきている。そして、みんなで計画を立て、働き、その成果に誇りをもつようになった。

このコンクールの一つの大きな特徴というのは、公の資金に余り頼ることなく大きな成果を上げているという点である。その意味で、経済の観点からみても非常に優れた事業といえる。ボランティアで行われている建設作業やメンテの作業、つまり、参加村落の住民がそういったことをするおかげで巨額の公的な投資をしなくても済むという状況である。

(日独農村コンクール合同シンポジウム基調講演(平成15年10月)より)

2 「わが村は美しくー北海道」運動について

(1) 運動の趣旨

北海道は明治初期の開拓以来 130 年、火山灰や泥炭などの厳しい土壌条件を改良するなど、多くの厳しい条件を克服し、西欧や米国の近代的な農業技術等も取り入れ、今日では我が国最大の食料基地にまで発展してきた。

近年では、安全な食料の安定的供給といった役割に加え、豊かな自然に恵まれ、また北国の大地に根ざした生活・文化等を有する北海道の農山漁村には、自然環境の保全、魅力的な景観の形成など、多面的機能の十分な発揮が期待されている。

こうした中、北海道の持つクリーンな魅力を一つのブランドとして、国民の求める安全・健康志向に応えるとともに、都府県にはない広大な農村空間、自然の恵み溢れる山林、豊かな水産資源などの魅力を地域の資源として活用し、活力のある農山漁村を築くことを目的として、2000年度から、「わが村は美しく－北海道」運動が展開されている。

(2) 運動の展開方法

この運動では、地域の個性を活かし、地域住民自らが主体的に地域の「グランドデザイン」を描くことにより、生活や生産活動、自然環境の調和による魅力的な景観の形成、農林水産物や特産物のブランド化、これらの魅力を求めて訪れる都市住民等との交流という3つのテーマに沿った地域づくり活動を展開している。

「景観を育てる」

- 地域の生活・生産活動、伝統・文化、特色ある自然などの交響により「個性溢れ、誰もが訪れたくなるような村」として形成される景観
- 地域の環境の保全・創造により「誰もが安心して、住みたくくなるような村」として形成される景観



< 道路沿線農家の取組による「コスモスロード」 >



< 町の豊かな森林資源を活用した「オケクラフト」 >

「地域の特産物を育てる」

- 消費者ニーズに応え、環境との調和に配慮した、安全で安心できるクリーンな食料の提供に向けた取り組み
- 豊かな農林水産資源と原産地にこだわった魅力あふれる特産物から生み出される新たなブランドづくり



< 水産物の地域全体での衛生管理と「エコ・ツーリズム」 >

(3) 運動推進のための取り組み

「北海道田園委員会」の設置

この運動の推進・支援のあり方について検討するため、2001年2月に「北海道田園委員会」(委員長:戸田一夫 北海道経済連合会名誉会長)が設置された。これまで同委員会は6回開催され、運動の展開方向や、運動推進の一環としてのコンクールの進め方等が検討されている。

コンクールの開催

北海道開発局では、「わが村は美しく - 北海道」運動の一環として、地域づくり活動団体を支援し、啓発を図ることを目的として、地域住民主体の優れた取り組みを表彰するコンクールを実施している。その概要は以下の通り。

ア) 応募対象

北海道の農山漁村において、地域の活性化や個性的で魅力ある地域づくりに貢献し

ている活動で次のものを対象とする。

- 景観部門

地域の特色を生かし、生活と生産に根ざした景観形成活動

- 地域特産物部門

地域で生産される農林水産物及びそれらを利用した主として加工品の生産販売活動

- 人の交流部門

地域の魅力を高めるコミュニティづくりに結びつく都市または他地域の人達との交流活動

イ) 表彰

- 部門賞

景観部門、地域特産物部門、人の交流部門の3部門ごとに金、銀、銅賞及び特別賞を選考し、表彰する。

- わが村は美しく賞

過年度のコンクールを含め、同一市町村等の中に、3つの部門全てで金・銀・銅賞のいずれかを受賞した団体があり（異なる団体による受賞可）、かつ、その団体の活動が継続しているときに、活動を支援している市町村等の中から、北海道開発局長が特に優れた市町村等を選考し、表彰する。

ウ) 経緯

第1回コンクール（2002年度開催） 参加団体126、表彰17

第2回コンクール（2004年度開催） 参加団体197、表彰16

第3回コンクール（2006年度開催予定）

シンポジウム等の開催・情報発信等

2001年度から、運動をPRすることを目的とした地域シンポジウムや国際シンポジウム等が開催されている。また、各地域での運動の更なる浸透・発展を目的とした地域セミナー等の開催のほか、コンクール記録誌等の発行など、地域の活動についての情報発信が行われている。

（4）運動の広がりについて

2003年には、本運動の趣旨に賛同し地域活動を支援するNPO法人が設立された。また、コンクールの後援団体も当初より倍増するなど、地域活動を支えていこうという取組が広がりつつある。

北海道の優れた特色を広くアピール

わが村は美しくー北海道運動
(景観・地域特産物・人の交流)

○ 表彰

- 1 景観部門
- 2 地域特産物部門
- 3 人の交流部門
- 4 グランプリ

2002 第1回
参加団体 126 表彰 17

2004 第2回
参加団体 197 表彰 16

3 「わが村は美しく」金賞の村 現地調査について

2005年10月11日及び13日に以下のように、ドイツ連邦の「わが村は美しく」コンクールで2004年金賞を獲得した2つの村を調査した。

10月11日 NRW州 ヘディングハウゼン

10月13日 BW州 ゲルスバッハ

2004年金賞の村

ヘディングハウゼンとゲルスバッハ



ヘディングハウゼン

人口 290

面積 314ha

(農地57%、森林38%)

ゲルスバッハ

人口 700

面積 2,409ha

(農地33%、森林62%)

2006/2/22

(1) ヘディングハウゼン現地調査

1 ヒアリング日時 2005年10月11日 10:00~14:00

2 場所 NRW州ヘディングハウゼン

3 出席者 国土交通省 鎌田、田中、デュッセルドルフ総領事館 高築 通訳 池田

ヘディングハウゼン(コンクール担当者) Ruth Brücher 女史

オーバベルギッシュ郡環境農業局 Rainer Ludwigs 氏

オーバーベルグビオログスタチオン Herhaus 氏

4 ヒアリング概要

我が村は美しく担当者のルース・ブリューチャー女史。

ヘディングハウゼンは、ニュムブレヒトの旧村のひとつで、人口290人の生活者の村。農家は2軒。



ヘディングハウゼンは、NRW州の南に位置する人口290、面積314haの小さな村落。基礎自治体(Gemeinde)ではなく、人口1万7千人のニュムブレヒト市の91ある1地域という位置づけである。

村は、850年の歴史を有しており、昔の農村風景を残している。ただ、農業の合理化等が進み、専業農家は2軒しか残っていない。

ヘディングハウゼンが、コンクールに参加したのは、１９９０年が最初である。村が綺麗なだけではなく、豊かな自然が残っていたことが評価され、郡のコンクールで銀賞を受賞した。

以下、ヘディングハウゼンの状況を紹介する。

○ここは、昔鉄の柵があったところであるが、自然の生け垣に作りかえた。

大部分、ボランティアで行った。



○自然の植生を活かした斜面。この斜面は、個人と契約をして、自然の状態を残してもらっている。

○舗装されていた道も、砂利舗装にかえた。





○この畑は、エコロジカルな観点から植栽。N A Bという自然保護団体と協力して、昔の品種、種をまくようにしている。

○ヘディングハウゼンに造成されている住宅用地。手前の土地は、一度買い手がついたが、規制が厳しいため、新居の建築を断念。売りに出されているとのことだった。
土地代は、82ユーロ/m²のこと。



○この地方の一般的な建築様式。
木枠に白い壁。

(ヘディングハウゼンが「わが村は美しく」で金賞をとれた理由)

金賞をとれたのには、いくつかの理由があると考えている。

まず、一番大きな理由として、村が村らしく維持されているということである。こういう大都市に近い村は、移住者がたくさん来て拡張し街化していくのが普通。街化を防いで、村の村らしい部分を残しながら発展してきたことに大きな評価が与えられた。

また、道の周りの緑化や、アスファルトを砂利道に戻すなど、昔ながらの自然を大切にしてきたことも評価された。

このコンクールに参加したことで強い共同体意識がめばえ、自分たちで何事もやろうと

音楽ホール内で金賞をとった経緯等を聞く。

金賞をとれたのは、
①村が村らしく維持されている、
②道周りの緑化など豊富な自然、
③音楽隊などの共同体活動等が理由。



いう機運が出てきていたのも大きかった。自分たちでミュージックホールをボランティアで建設したり、楽団を結成したりするという成果が現れている。

再生可能なエネルギーの取組など

も行っており、その点も評価された。

(「わが村は美しく」に取り組んだ経緯)

自治体から「わが村は美しく」というコンクールがあるので参加してみないかという話があったことがきっかけで、このコンクールに参加した。郡のコンクールで1990年に銀賞をとってから、15年間、アジェンダ21の一環として継続的に市民活動に取り組んできた。この継続的な市民活動の取組が、「わが村は美しく」の金賞に結びついた。

(ヘディングハウゼンの特徴)

ヘディングハウゼンは、いわゆる「生活者の町」という特徴をもっており、観光はそれほど重要ではない。

(ヘディングハウゼンの就業構造)

村内の職場で働いているのは29人。ほとんどが農業従事者である。牛の飼育の他に、馬の飼育もしている。また、改装工事中であるが、レストランも一軒ある。

(ヘディングハウゼンに若い住民が多い理由)

ヘディングハウゼンの290人の住民のうち、65歳未満の住民が260人と比較的若い家族が多い。これは、新しい住民が、生活環境の良さに魅力を感じて移り住んでくるからである。この10年ほど、その傾向が顕著。

(ヘディングハウゼンにおける土地利用規制・建築規制について)

ドイツでは、土地利用を規制するFプラン(Flächen-nutzungsplan)と建築等を規制するBプラン(Bebauungsplan)という2つのプランにより、土地利用と建築等を厳しく規制している。ヘディングハウゼンでも、自治体がFプラン、Bプランにより規制をかけている。また、Satzungという条例によっても、規制をかけている。

ここで新しい建物を建築するときは、それらに沿って建てるのが原則。

しかし、先ほど見た煉瓦造りの家のように、この規制を守らないひともいる。もっとも、

あの家も自

治体の許可

をとるとき

は問題なか

った。許可

をとった

後、あのよ

うに別の形

で建ててし

まった。た

だ、こうな

ってしまう

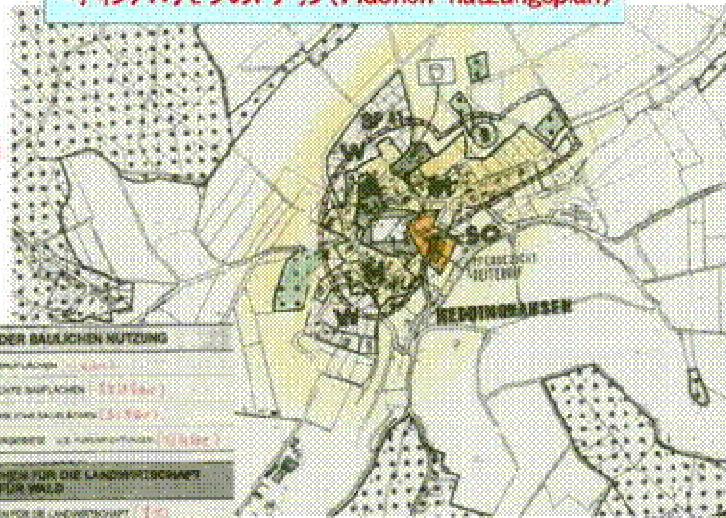
と自治体と

しては規制する手だてがない。

ドイツでは、市町村が定める**Fプラン(土地利用プラン)**、**Bプラン(Bebauungsplan)**によって、厳しく土地利用・建築物を規制。その他、**条例(Satzung)**によっても土地利用を規制。

ART DER BAULICHEN NUTZUNG	
W	Wohnflächen (1:1000)
M	Gesicherte Baulflächen (1:1000)
G	Freizeit- und Sportflächen (1:1000)
SO	Sondergebiete für Sondernutzungen (1:1000)
FLÄCHEN FÜR DIE LANDWIRTSCHAFT UND FÜR WALD	
	Flächen für die Landwirtschaft (1:1000)
	Flächen für Wald (1:1000)

ヘディングハウゼンのFプラン(Flächen-nutzungsplan)



(金賞をとった後で地域活動を継続することについて)

こういったコンクールでは、金賞をとることを目標に頑張ってきた面があり、金賞を取った後、地域活動を継続していく動機付けがなくなり、活動が衰退してしまう危険性というのは、確かにある。

南ドイツ風の煉瓦づくりの家。

ただし、この地域の様式にそぐわないため、条例違反。

このように、Bプランや条例を守らない人もいる。



ただ、このコンクールを通じて、多くの村民に、地域活動を通じて村をよくしていくことの重要性を認識してもらえたと思う。今までやってきたことの成果を踏まえ、これからも地域活動を継続していきたい。

以上

ヘディングハウゼンは、観光の村ではなく、生活者の村として発展を期していく。

このコンテスト参加は、このルース・ブルーヒャー女史が仕掛け人。

2004年、みごと金賞を獲得することが出来た。



(2) ゲルスバッハ現地調査

1 ヒアリング日時 2005年10月13日 18:00~20:00

2 場所 BW州ゲルスバッハ

3 出席者 国土交通省 鎌田、田中、通訳 池田

ショップフハイム市 市長 Christof Nitz

ゲルスバッハ 村長 Ralf Uhlin

ゲルスバッハ草地協会 Willi Greiner

4 ヒアリング概要

ゲルスバッハ村について (池田氏HPより)

ゲルスバッハ村は行政区分では、人口約 1 万 9 千人のショップフハイム市に属している。BW州では、1973年に大幅な自治体合併があり、ゲルスバッハ村もそのときに統合された。ただし、役場は市の出先機関として、機能を縮小した形で残されており、半日勤務の2人の職員がそこで働いている。また、住民選挙で選ばれる村長と5人の村議員からなる村議会もあり、ここで話し合われたことが、ショップフハイム市議会で、提案書として提出される。村長と村議員は無報酬(月に数万程度の活動費が支給されるのみ)で、市議会では助言するのみで、決定票はもっていない。

ゲルスバッハは、BW州の「黒い森」南端に位置し、標高900m、人口700人の村で、林業と牧畜業が産業の主体となっている。

2004年金賞に輝いたことを示す看板。
この牛のキャラクターは、むらおこしの一環として、村長が発案。



(むらおこしのきっかけ)

むらおこしのきっかけとなったのは、1988年に村の神父の呼びかけで結成された「ゲルスバッハ村直売組合」である。農家だけでなく、観

光業者や政治家も加わって、周辺地域にある契約店やレストランに、ゲルスバッハの名前が入った肉を直接売するというシステムを構築した。

(「わが村は美しく」コンクールへの取組について)

ゲルスバッハの農業がこのままでは衰退してしまうという問題意識から、今回の「わが村は美しく」に取り組む数年前から肉の直売の他、チーズ工房の建設や、農家による「草地協会」の設立など、農業振興、経済発展に向けて、様々な取組を始めていた。

ゲルスバッハの中心に位置する教会



ゲルスバッハの農村風景。



「わが村は美しく」コンクールの公示は2002年にあったが、「我々がやってきた取組は、このコンクールの基準にあうのでは、と考え、「村民会議」を開き、村議会の承認を経て、コンクールに参加することとした。

(コンクールで評価された分野について)

ゲルスバッハの地域活性化の取組の中で、最も評価されたのは、5つの評価分野のうち、「発展コンセプト及び経済イニシアティブ」である。

ゲルスバッハの肉の直売活動をはじめとした取組が評価され、この評価分野では満点、つまり、全体の評価で25%のポイントを得ることが出来た。

(「わが村は美しく」コンクールに向けたワーキンググループ)

ユーリン村長が音頭をとって、住民が自発的に5つの評価分野ごとにワーキンググループを作り、コンクールへ対応した。それぞれグループで

「牛の学習小道」

観光客が美しい牧草地の景色をただ歩くだけでなく、牛のことが学習出来るハイキングコースを設置。

7キロのコースに、このような看板が12基設置されている。



責任者を決め、地域活動等を活発化させた。

（「わが村は美しく」に取り組んだことによる効果）

1 番の効果は、日帰り観光が増えたことである。村内にある 7 つのレストランは、売り上げが増えた。チーズ工房もうまくいっている。

（ゲルスバッハの特徴）

ゲルスバッハの特徴は、美しい景観と、それを維持している農林業、そしてそれを使用する観光業の相互関係にある。農林業と観光業を発展させることにゲルスバッハの将来がかかっているという認識をもっている。

（F プラン、B プランによる規制について）

この地域でも、F プラン、B プランによる規制を行っており、重要な役割を果たしている。行政にとって、この規制をかけることのできる意味は非常に大きい。

I
金賞をとったことにより、日帰り観光が増え、経済活性化に一役買っているとのこと。



（LEADER+で行った調査事業について）

LEADER+「南黒い森地区」の取組の一環として、ゲルスバッハで調査事業が行われている。内容は、バロック時代史跡等の調査である。

（BW州の農業環境施策MEKAについて）

日本では、食料自給率が低いことが問題になっているようであるが、ドイツでは、生産過剰が問題になっている。また、牛肉 1 k g 1 ユーロにしかない等、農産物の価格も安く、農業経営は非常に苦しい。

ドイツのこういう牧草地では、助成金なしでは営農を続けることが出来ない。だいたい、収入の 5 0 % は、MEKA によっている。

EUのCAPリフォームにより、クロスコンプライアンスが厳しくなるという話については、まだ、具体的な姿は見ておらず、どういう状況になるか分からない。ただ、手続きや検査が複雑になるのは、大きな問題と考えている。

右から、
ゲルスバッハ村の
ユーリン村長、
農家のゲファイナー
氏、
ショップハイム市の
ニッツ市長。
ショップハイム市は、
人口1万7千人。



金賞を受賞したことにより、何よりも村民が誇りをもってくれたのが一番の成果だとユーリン村長が語ってくれた。



以上

4 「わが村は美しく」に関するまとめ

(1) コンクールに対する取組について

ヘディングハウゼンは、1990年にコンクールに参加し郡で銀賞をとったのが、地域づくりに取り組むきっかけとなった。ゲルスバッハは、コンクールに参加したのは2002年が最初であるが、むらおこしのきっかけとなった肉の直売組合については1988年に設立されており、両地域とも、この15年間の地域づくりの継続的な活動が評価され、「わが村は美しく」の金賞を得ることが出来たと言える。

(2) 地域づくりの特徴と主な受賞理由

調査した2つの村の地域づくりは、それぞれ違う特徴を有している。

ヘディングハウゼンは、いわゆる「生活者の町」という特徴をもっており、観光はそれほど重要ではない。「わが村は美しく」の金賞の主な受賞理由も、昔ながらの自然を大切に

しながら、村が村らしく維持されており、また、ボランティアベースの共同体の活動が活発であるということであった。

一方、ゲルスバッハは、「景観—農林業—観光」が相互関係を有していることに特徴がある。金賞の受賞理由の中で最も評価されたのは、肉の直売活動といった農村の経済発展に向けた取組であった。

このように、ドイツの「わが村は美しく」コンクールが、単なる村の「美しさ」を評価している訳ではなく、5つの基準に基づき、村の活性化に向けた様々な取組を総合的に評価していることが分かる。

（３）コンクールに参加した効果について

ヘディングハウゼンでのヒアリングによると、コンクールに参加したことによって、目的意識ができ、「自分たちで出来ることは何でもやろう」ということで、共同体活動が活発になったということだった。ただし、金賞をとることを目標に頑張ってきた面があり、今後活動が衰退してしまう危険性はあるので、これからも地域活動を継続していく努力が必要とのこと。

ゲルスバッハでも、コンクールに参加し、5つの評価分野ごとにワーキンググループを設けることによって、村民一体となった地域活性化の取組を行うことが出来たということだった。金賞をとったことにより、日帰りの観光客が増えるという目に見える効果も得ることが出来た。

（４）Fプラン、Bプラン等の規制制度との連携について

両地域とも、ドイツの土地利用や建築等の規制制度であるFプラン、Bプランが、まちづくりの重要なツールであるという認識だった。Fプラン、Bプラン以外にも、Satzungという自治体が定める条例による規制も重要であるとのことだった。

ただ、ヘディングハウゼンでは、BプランやSatzungを守らない住民もあり、担当者は非常に困っていた。帰国後、専門家にこのような状況を報告したところ、「ドイツでは、建築確認の後で許可条件との差違が明確になった場合、取り壊し命令等の措置があり得るのでは」という指摘もあり、引き続き調査が必要である。

（５）両地域のキーパーソンについて

両地域に共通して言えるのは、コンクールへの参加を通じ、地域をまとめ、地域を盛り立てていったキーパーソンがいたことである。

ヘディングハウゼンにおいては、ブリューチャー女史が、ゲルスバッハにおいては、ユーリン村長が、その役割を果たしたことは間違いない。

(6) ドイツの「わが村は美しく」コンクールと「わが村は美しくー北海道」運動について

「わが村は美しく」コンクールの金賞の2事例からみて、美しい景観や環境整備の観点よりも、自然保護や地域活動の活性化、または、経済振興という観点からの評価が高くなっていることが分かる。例えば、ヘディングハウゼンでは、自然保護団体と協力した生態系の保全やミュージックホールを住民のボランティアで建設するなどの地域活動が評価されているし、ゲルスバッハでは、肉の直売活動などの経済振興に向けた取組が評価されている。2事例のヒアリング結果からも、そういった評価分野を担当者がよく理解し、コンクールへの参加を通じて、地域全体を巻き込んだ取組が活性化されていることが分かる。

また、「わが村は美しく」コンクールが、広く国民全般に浸透しており、コンクールで金賞をとったことについて、村民をあげて誇りにしている様子も見て取ることが出来た。

農村振興の観点から、このコンクールは、ドイツ連邦消費者保護食料農業省の担当者のコメント「このコンクールを通じて、村落の中には非常に大きな行動のうねりが出てきている。人々は、村落のよさを見直すようになっている。みんなが力をあわせることが非常に重要だという認識が出てきている。そして、みんなで計画を立て、働き、その成果に誇りをもつようになった」を地でいくような、大きな成果を上げていると言える。

一方、「わが村は美しくー北海道」運動については、ドイツの事例をそのまま参考とすることは出来ないものの、2003年、本運動の趣旨に賛同し地域活動を支援するNPO法人が設立され、コンクールの後援団体も当初より倍増するなど、地域活動を支えていこうという取組が広がりつつある。

今後、本調査の成果も活かしつつ、北海道における農村振興の取組を一層推進していくことが必要である。

全体のまとめと所感

1 今回の調査の概観

今回のドイツの農業環境政策等の調査では、

NRW州の農耕景観プログラムKULAP、

BW州で展開されている農村振興施策LEADER+「南黒い森地区」

2004年「わが村は美しく」金賞の村、ヘディングハウゼンとゲルスバッハ
について、担当者のヒアリング及び現地調査等を行うことが出来た。

留意すべきなのは、KULAP、LEADER+については、州が主体となって実施しているものの、EUの政策の枠内で実施されているということである。両者ともEUからの補助金によって運用されており、EUとの政策的な協議を経て実施されているものである。については、1993年からスタートし、については、2000年から（前身事業のLEADER Iは1992年から）スタートしている比較的新しい政策である。EUのCAP改革を踏まえて、クロスコンプライアンスやモジュレーションの導入など制度そのものが変革の途上にある。一方、「わが村は美しく」については、1960年代にスタートしており、制度そのものが国民レベルで深く定着している感を受けた。

食料自給率の違い（独91%、日40%）や一人当たりの農地面積の違い（独36.3ha、日1.7ha）等を背景にして、ドイツでは、農地の粗放化に対する抵抗感はほとんどなく、また、農地における生態系保全、自然保護を実施する重要性について、一般に深く認識されている。たとえば、BW州のザンクトメルゲン村長が、農地が森林に戻ることに伴うデメリットとして、生活環境の悪化、景観形成上の問題、文化遺産としての農地の喪失、農地としての生物多様性の喪失という4点を挙げたことについては、ドイツにおける農地の価値が如何に尊重されているかを証左することではないだろうか。

2 事業推進上の課題

LEADER+「南黒い森地区」では、EUや州からの助成金によって、地域活性化を志向している面が強かった。ただ、課題として、

地方公共団体の財政難が事業の推進上支障を来していること

施設の維持管理費は、LEADER+の助成の対象とならないため、その措置が問題となっていること

ボランティアの積極的な活用を志向しているが、やる気を持続してもらうことが問題となっていること

等があり、日本とも相通ずる悩みを抱えていることが分かった。

3 所感とお礼

10月9日から16日までの1週間の短い行程ではあったが、ドイツ連邦共和国で展開される農業環境政策等の調査を効率よく遂行することが出来た。NRW州の農耕景観プログラムKULAPについては、BW州のMEKAやバイエルン州のKULAPに比べ、日本で紹介されている文献も少なく、資料収集等困難な面も多かったが、関係者の協力を得て、こうして報告書をまとめることが出来た。

今回の調査を滞りなく行うことが出来たのは、NRW州政府との調整等を精力的に行って頂いた在デュッセルドルフ総領事館の高築副領事（平成18年4月より北海道開発局石狩川開発建設部勤務）と、全行程を通じて通訳及びBW州内の調整を行って頂いた池田憲昭氏のお二人に負うところが大きい。この場を借りて、お礼を申し上げたい。また、ドイツの調査行程形成から参考文献、HPの紹介まで懇切丁寧に指導して頂いた農林水産政策研究所食料消費研究室の市田知子室長と、「わが村は美しく」の取組について参考文献等をご紹介頂いた（財）農村開発企画委員会の石光研二顧問にも、お礼申し上げたい。

また、ドイツ出張に快く送り出して頂いた北海道局林田農林水産課長をはじめ関係者の方々にも、お礼を申し上げたい。

日本では、農地・水・環境保全向上対策が平成18年度の実験事業を経て、平成19年度から本格的にスタートする予定である。この報告書が、当該施策の推進の一助になることを祈念している。

(引用文献)

章

- (1) (財) 自治体国際化協会、ドイツの地方自治 (平成 1 5 年 3 月)
(2) 農林水産省ホームページ「海外農業情報—諸外国における農業施策—EU」他
(http://www.maff.go.jp/kaigai/gaikyo/f_z_01german.htm)

章

- (3) Ministerium für Umwelt und Naturschutz, Landwirtschaft und Verbraucherschutz
des Landes Nordrhein-Westfalen、Agrarumweltmaßnahmen in Nordrhein-Westfalen
Förderung einer besonders umweltschonenden Landwirtschaft
(<http://www.munlv.nrw.de/sites/arbeitsbereiche/landwirtschaft/pdf/agrarumweltmassnahmen.pdf>)
(4) Ministerium für Umwelt und Naturschutz, Landwirtschaft und Verbraucherschutz
des Landes Nordrhein-Westfalen、„Wegweiser durch das Kulturlandschaftsprogramm
Nordrhein-Westfalen. Fördermöglichkeiten für die Landwirtschaft“, Broschüre, 3.
aktualisierte Auflage, November 2004
(http://www.munlv.nrw.de/sites/arbeitsbereiche/forsten/pdf/wegweiser_kultur_03.pdf)

章

- (5) 西川明子、欧州連合 (EU) の農村振興政策—LEADER 事業— (レファレンス 2003.3)
(6) LEADER+Südschwarzwald (南黒い森地区) ホームページ
(<http://www.leaderplus-suedschwarzwald.de/>)

章

- (6) (財) 農村開発企画委員会、日独農村コンクール合同シンポジウム (平成 1 5 年 1 0 月) 記録集
(7) 北海道開発局ホームページ、「わが村は美しく—北海道」
(http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_nogyo/wagamura/)
(8) 池田憲昭氏ホームページ、「環境 & 文化」 (<http://www.ikedai-info.de>)
(参考文献)
(9) 特定非営利活動法人農と自然の研究所、自然環境を支える百姓仕事を支える政策 (ドイツのバーデン・ヴェルテンベルグ州の環境農業政策 (M E K A))
(10) 市田知子、EU 条件不利地域における農政展開
(11) 農林水産省農村振興局事業計画課、半定住人口により自然居住地域支援の可能性に関する調査「海外における地域資源及び保全施策実態調査報告書」 (平成 1 7 年 3 月)
(12) 井上和衛編、欧州連合 [EU] の農村開発政策
(13) 小林久、佐合隆一訳著、農村開発の「新たな道」